



いのち支える

(案)

館林市自殺対策計画(Ⅱ)

～いのちを守り、支え合う館林市の実現を目指して～

令和6年度～令和10年度
(2024年度～2028年度)



令和6年3月

群馬県館林市

はじめに

令和6年3月

館 林 市 長

目 次

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 背景	1
2 趣旨	2
3 計画の基本的な考え方	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	4
6 計画の数値目標	5

第2章 本市の現状と課題

1 統計資料より	6
2 館林市「いのち支えるアンケート」結果より	12
3 対策が優先されるべき対象群の把握・課題	29
4 本市の基本施策・重点施策について	30

第3章 いのち支える自殺対策への取組（基本施策）

1 地域におけるネットワークの強化	32
2 自殺対策を支える人材の育成	33
3 住民への啓発と周知	35
4 生きることの促進要因への支援	37
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	41

第4章 いのち支える自殺対策への取組（重点施策）

1 高齢者対策	42
2 生活困窮者・無職者・失業者対策	43
3 子ども・若者対策	44

第5章 いのち支える自殺対策への取組（生きる支援関連施策）

1 生きる支援関連施策	46
-------------	----

第6章 本市における自殺対策の推進体制

1. 推進体制	49
2. 周知・広報	49
3. 進捗管理	49
4. 計画改定の経過	50

資料

1. 自殺対策基本法	52
2. 自殺総合対策大綱概要	56
3. 館林市いのち支える自殺対策推進本部設置要領	57
4. 館林市いのち支える自殺対策推進本部員名簿	59
5. 館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会幹事名簿	60

～ 本計画における自殺に関する統計について ～

自殺に関する統計には、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。本計画に記載する自殺に関する統計は、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて厚生労働省が集計した「地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）」のデータを基に作成しました。

また、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が、地域における自殺対策の推進を支援するために各自治体の警察庁自殺統計（自殺日・住居地）直近5年間の状況を基に分析・提供する「地域自殺実態プロファイル」のデータも使用しています。

～ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」について ～

（1）調査対象の違い

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

（2）調査時の違い

厚生労働省の人口動態統計は、居住地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、居住地を基に遺体発見時点（正確には認知）で計上しています。

（3）事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺、事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 背景

日本の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は2万人台に減少し、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で令和2年には自殺者数が11年ぶりに前年を上回り、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。また令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に「自殺対策基本法」が改正されました。基本理念に「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が明記され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。

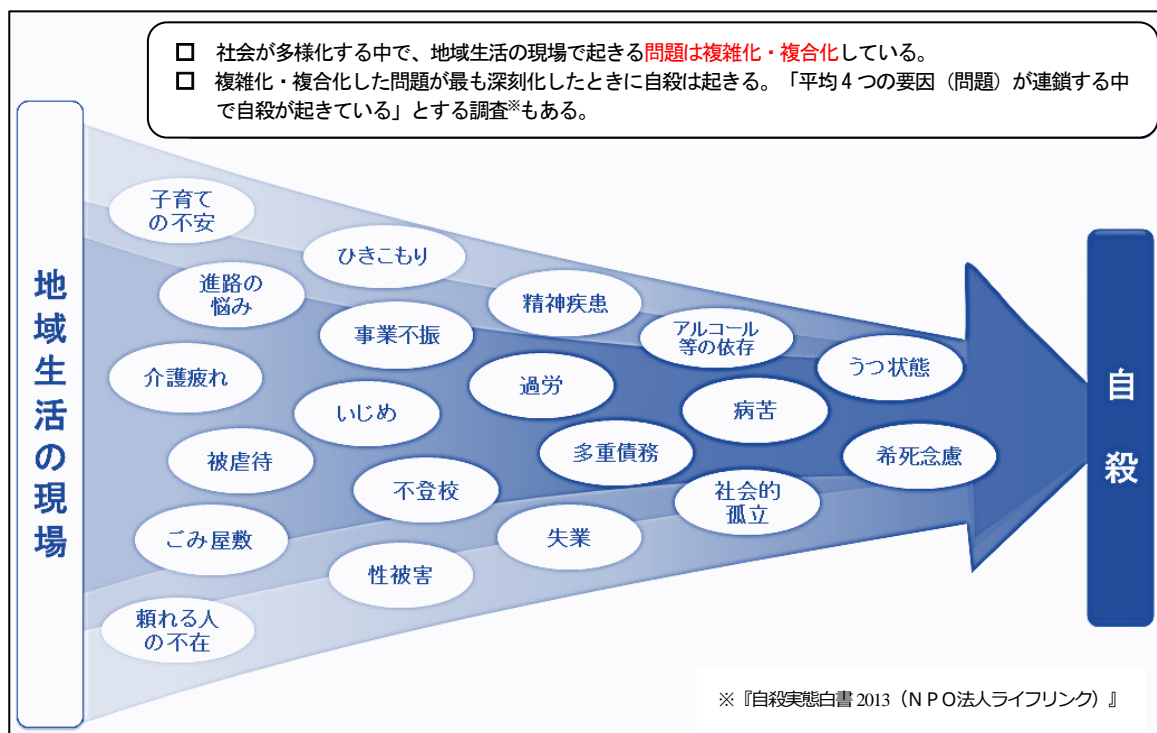
さらに、令和4年10月に政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が見直され、閣議決定されました。この見直しでは、基本認識に「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」が追加され、当面の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」が追加されるなど、今後5年間で取り組むべき施策等が示されました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充

実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

自殺の危機要因イメージ図



〔出典〕厚生労働省資料

2 趣旨

本市では、平成31年3月に『館林市自殺対策計画』を策定し、自殺対策を全庁的な取組として、また地域全体の問題として捉え、総合的かつ効果的な推進を図ってきました。このたび、計画期間が満了したことを受け、『館林市自殺対策計画（Ⅱ）』を策定し、自殺対策のより一層の充実を図り、「いのちを守り、支え合う館林市」を目指します。

3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

いのちを守り、支え合う館林市

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な要因が複雑に関係しています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要です。

自殺総合対策大綱の基本理念には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と掲げられています。自殺対策の本質が生きることの支援にあるという視点で、「いのちを守り、支え合う館林市」を目指します。

(2) 基本認識

- ▶自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- ▶本市の自殺死亡率は増減を繰り返しており、自殺対策は継続して取り組む課題である
- ▶新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する
- ▶地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

(3) 基本方針

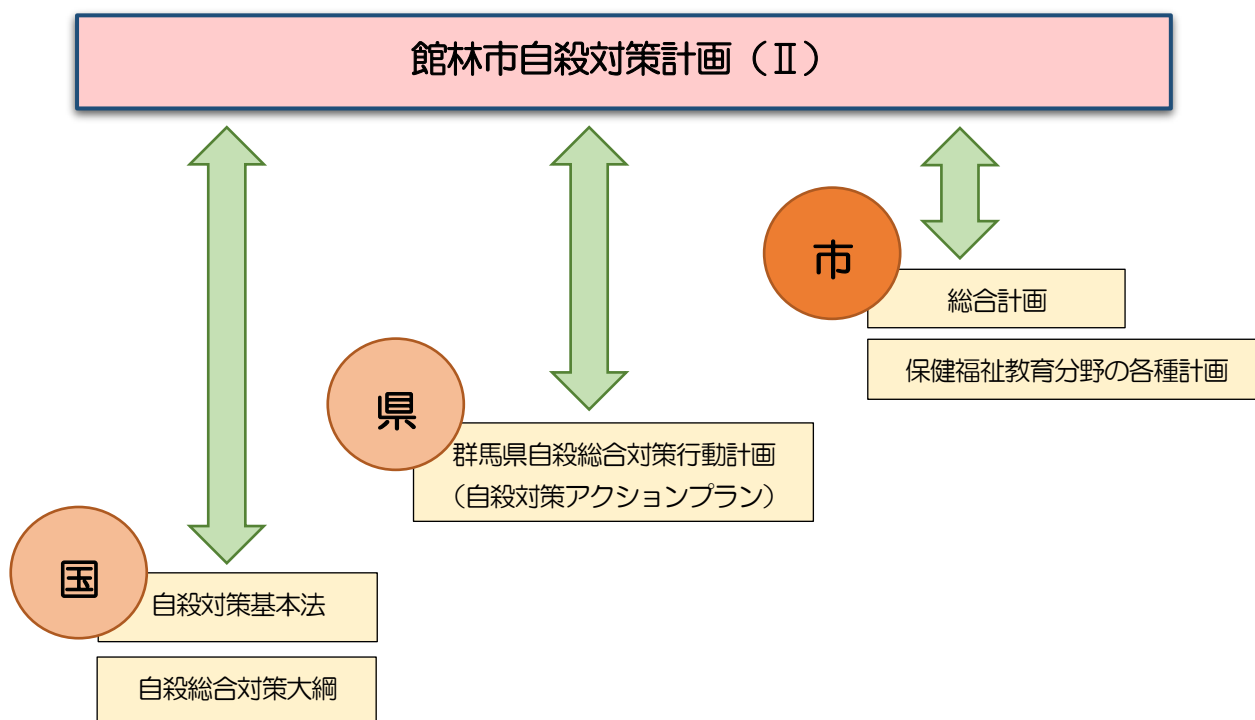
本計画では、基本理念を踏まえて次の6項目を基本方針とします。これらの方針を掲げて自殺対策を推進することで、市民一人ひとりが思いやりを持って、自分らしく生きることができる館林市を目指します。

- ▶生きることの包括的な支援として推進する
- ▶関連施策の有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ▶自殺に至る過程において、それぞれの段階に応じた対策を効果的に連動させる
- ▶実践と啓発を両輪として推進する
- ▶市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- ▶自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

4 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、群馬県の「自殺総合対策行動計画（自殺対策アクションプラン）」を踏まえ、本市の「総合計画」や「保健福祉教育分野の各種計画」との整合を図っています。



5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国や県等の計画内容の変更により、計画の変更が必要となった場合は、途中で見直しを行います。



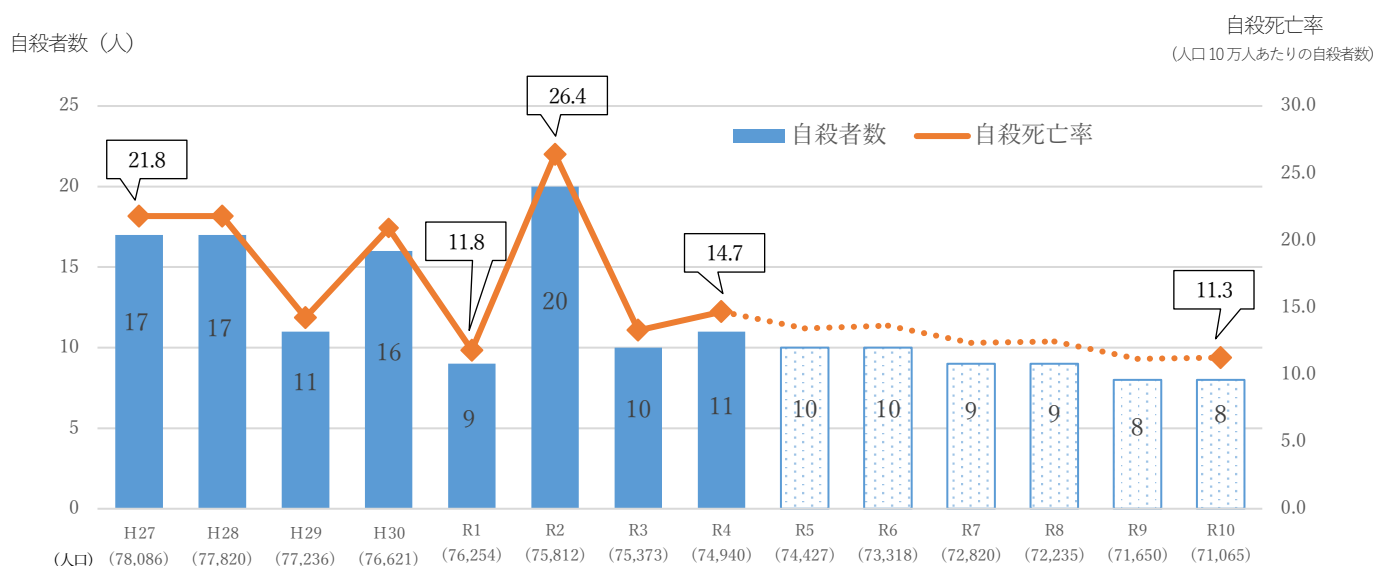
6 計画の数値目標

令和10年（2028年）の自殺者数を8人以下にする

国は、平成29年に閣議決定された自殺総合対策大綱において「令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させる（自殺死亡率13.0以下）」ことを目標に掲げており、本市においては、館林市自殺対策計画策定時に「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べておよそ50%以上減少させる（自殺死亡率10.9以下）」ことを目標に掲げておりました。

令和4年に閣議決定された自殺総合対策大綱においても国は上記目標を継続しておりますが、本市は人口規模が小さく、自殺死亡率で見ると変動が大きくなっています。そこで本計画では、これまでの自殺死亡率から自殺者数を軸に目標値を設定し、これまでの自殺者数の推移や新型コロナウイルス感染症拡大による影響等を鑑みて、「令和10年の自殺者数を8人以下にする（自殺死亡率11.3以下）」ことを目標に自殺対策を推進していきます。

※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数を表します（自殺者数÷人口×10万）



※人口…H27-R5は同年1月1日の住民基本台帳に基づく人口、R6以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を参考に推定人口を算出

〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第2章 本市の現状と課題

1 統計資料より

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

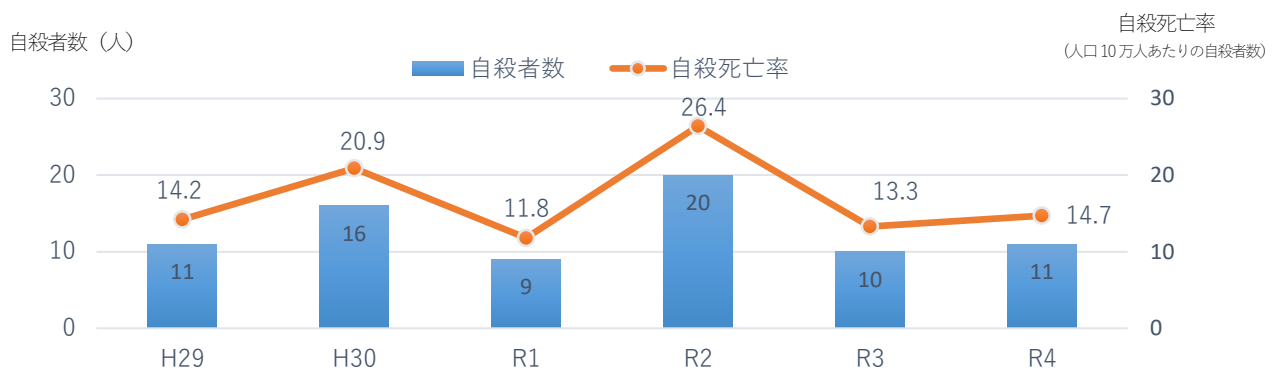
館林市の自殺者数・自殺死亡率の推移（図1）をみると、本市の自殺者数は、増減を繰り返しています。

館林市・群馬県・全国の自殺死亡率の推移（図2）において、本市と群馬県・全国の自殺死亡率を比較してみると、本市の自殺死亡率は、人口規模が少ないため増減の変動が大きくなっています。

群馬県・全国の自殺死亡率は令和元年以降、緩やかに増加しており、本市においても令和3年から4年にかけて緩やかに増加しています。

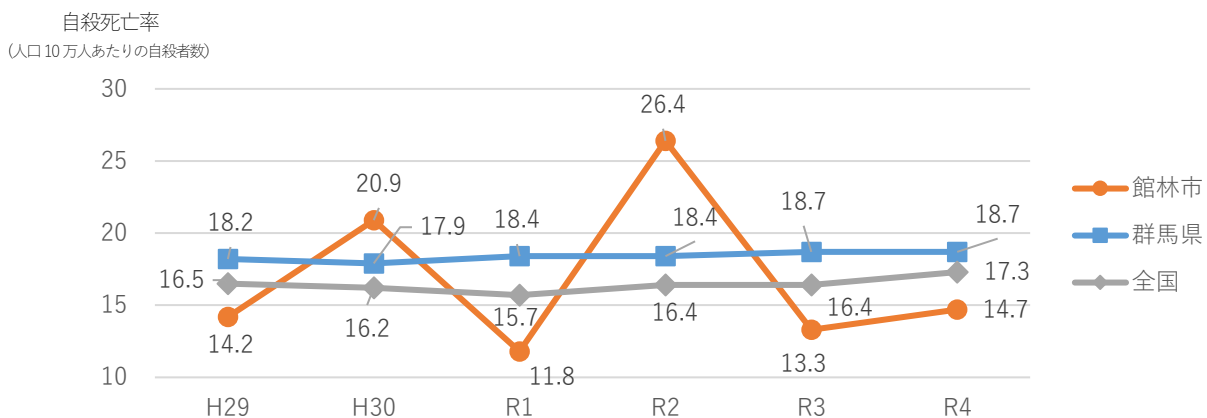
また、館林市の自殺者数・自殺死亡率は、今後も緩やかな増減を繰り返すことが推測されます。

図1 館林市の自殺者数・自殺死亡率の推移



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図2 館林市・群馬県・全国の自殺死亡率の推移

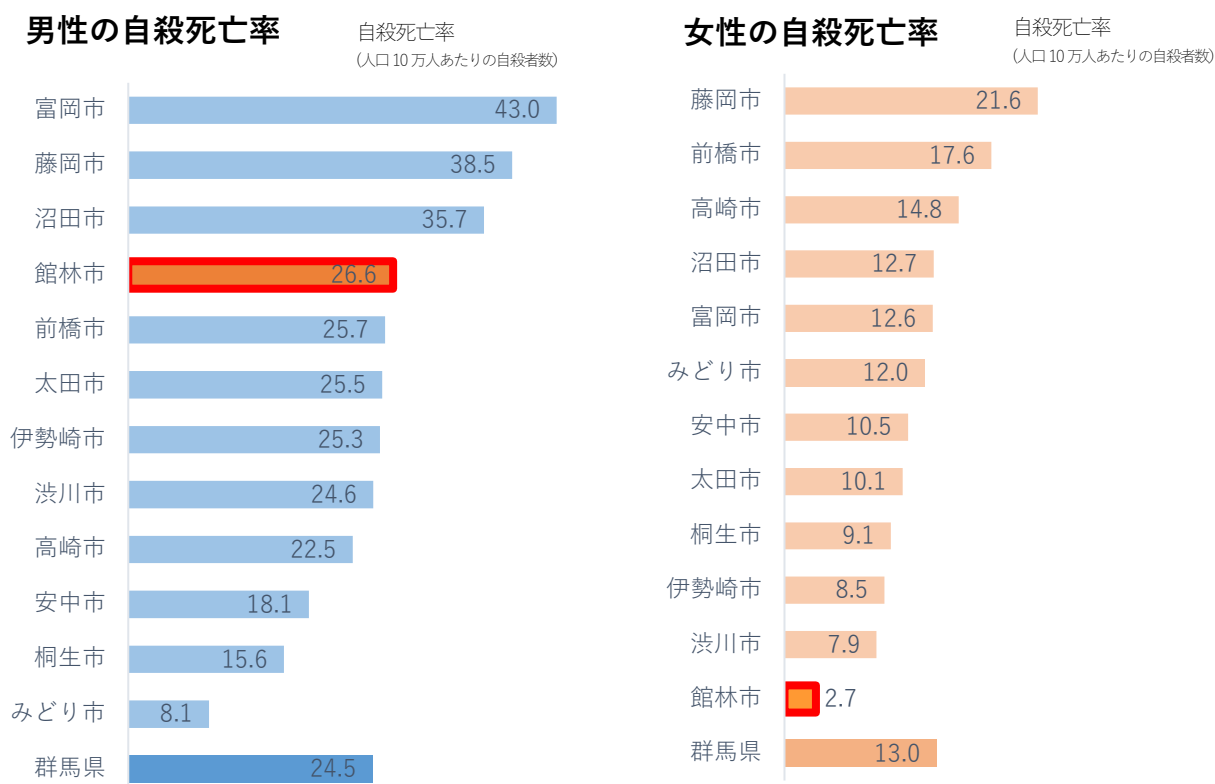


〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

令和4年における群馬県内12市の自殺死亡率の比較(図3)をみると、本市の自殺死亡率は男性が4番目に高く、女性は最も低くなっています。

また、本市の性別自殺死亡率は、男性が26.6、女性が2.7であり、男性は女性の9倍以上となっており、男性は群馬県より高く、女性は群馬県より低くなっています。

図3 群馬県内12市の自殺死亡率の比較(令和4年)



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

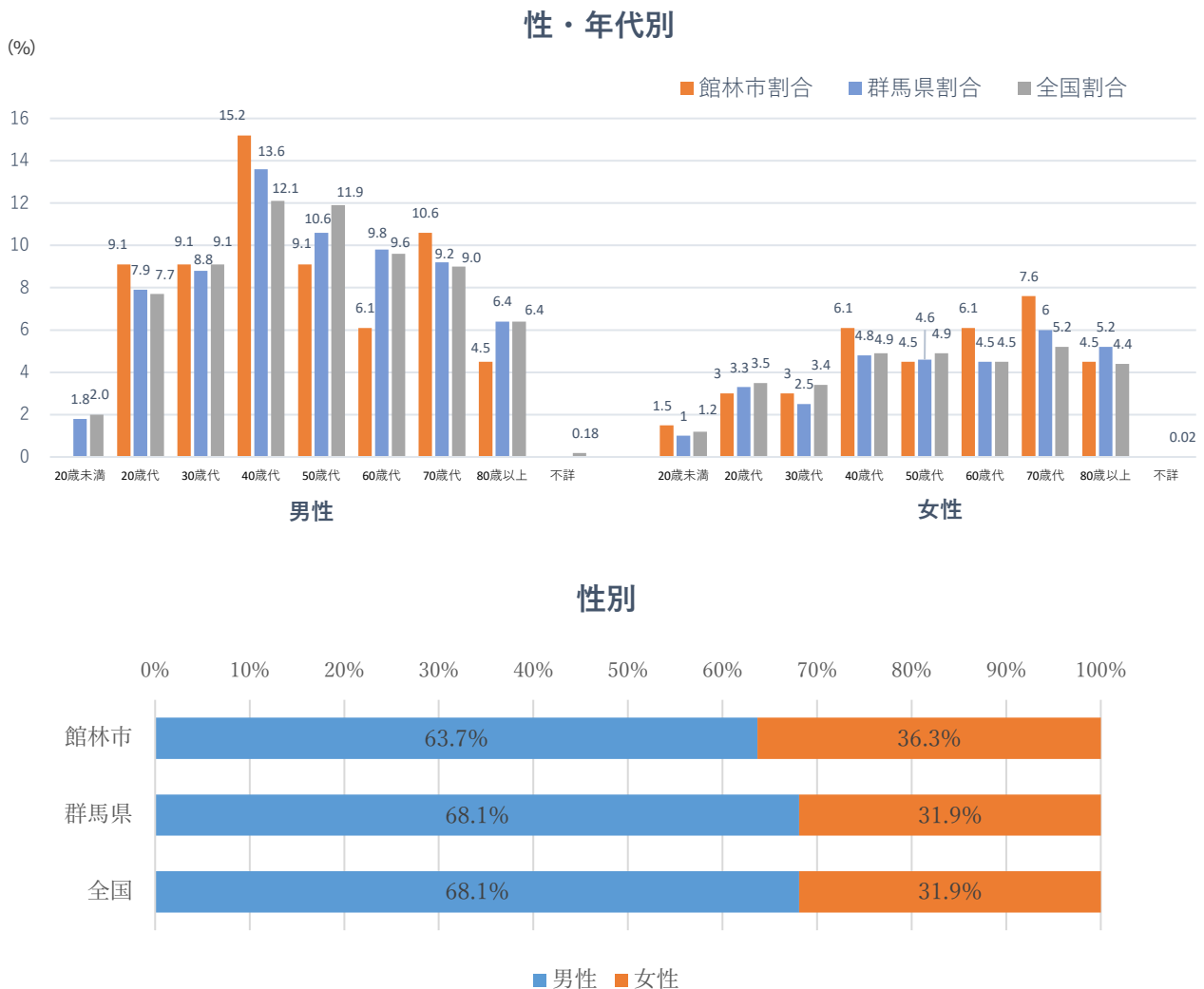
(2) 性別・年代別の状況

平成 29 年～令和 3 年平均の館林市・群馬県・全国の自殺者の性・年代別構成割合（図 4）をみると、男性では、本市・群馬県・全国ともに、「40 歳代」が最も多くなっています。また、本市は群馬県・全国と比べて「20 歳代」、「40 歳代」、「70 歳代」の割合が高くなっています。

女性では、本市は群馬県・全国と比べて「20 歳未満」、「40 歳代」、「60 歳代」、「70 歳代」の割合が高くなっています。

自殺者全体に占める男性の割合は本市では 63.7%、女性の割合は 36.3%であり、群馬県・全国と比べて女性の割合が高くなっています。

図 4 性・年代別の構成割合(平成 29 年～令和3年平均)



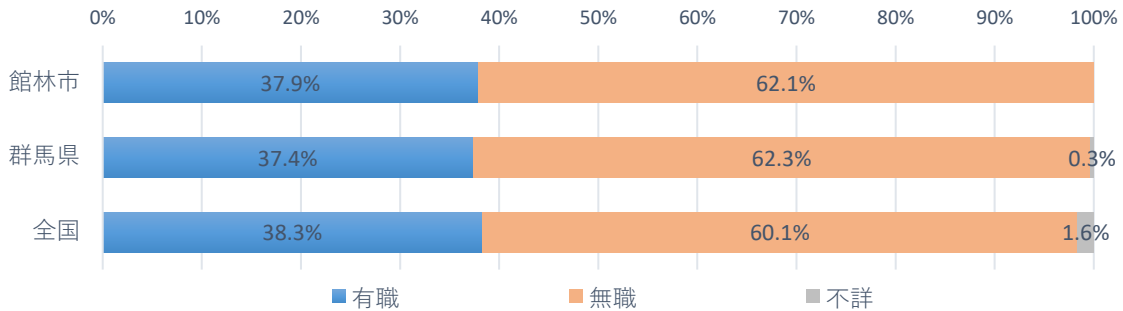
〔資料〕いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

(3) 職業別、同居/独居・年代別の状況

平成30年～令和4年合計の館林市・群馬県・全国の自殺者の職業別構成割合（図5）をみると、本市の職業別の自殺者は、「無職者」が62.1%と半数以上を占めています。本市と群馬県・全国を比較すると、群馬県・全国と同様の傾向がみられます。

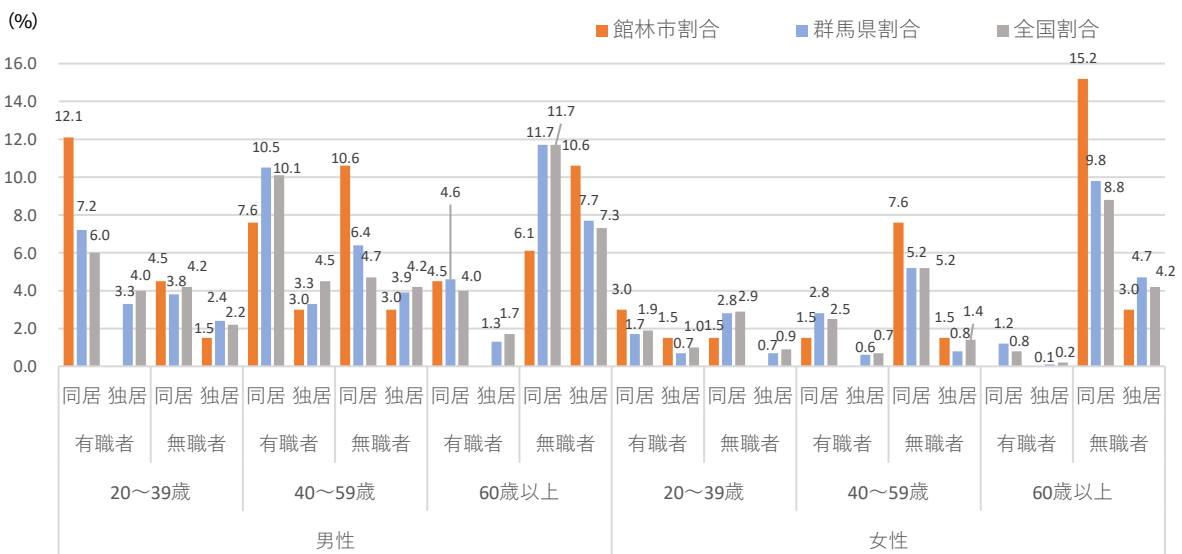
平成29年～令和3年合計の館林市・群馬県・全国の自殺者の同居/独居・年代別構成割合（図6）をみると、本市においては、男性では「20～39歳の有職者・同居」の割合が最も高く、女性では「60歳以上の無職者・同居」の割合が最も高くなっています。

図5 職業別の構成割合(平成30年～令和4年合計)



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図6 同居/独居・年代別の構成割合(平成29年～令和3年合計)



※20歳未満および年齢、職業、同居/独居の不詳は含まれていないため、合計が100%になりません

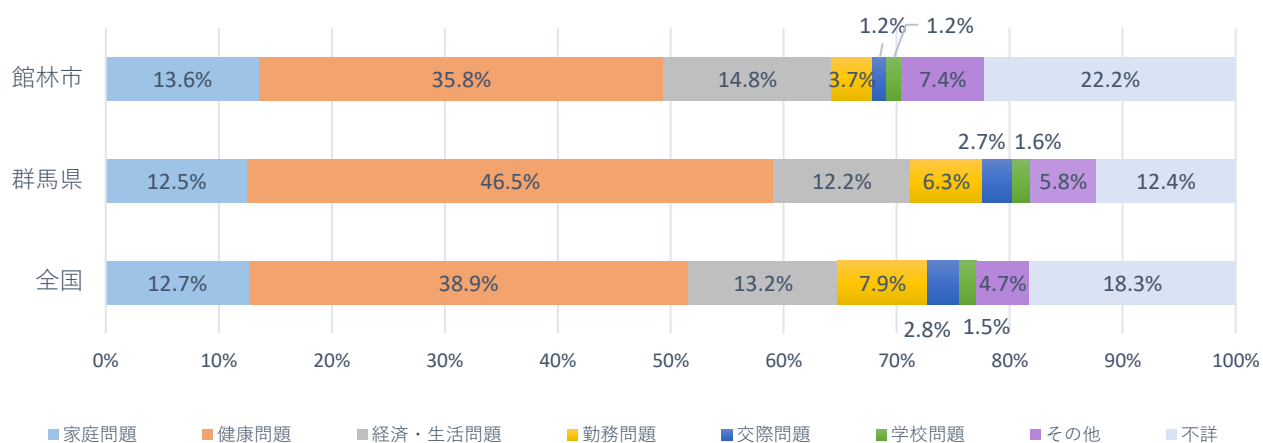
〔資料〕いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

(4) 原因・動機別の状況

平成30年～令和4年合計の館林市・群馬県・全国の自殺者の原因・動機別構成割合（図7）をみると、本市の自殺者における原因・動機は「健康問題」が最も高く、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順で続きます。これは、群馬県・全国とほぼ同様の状況です。

原因・動機別の第1位は「健康問題」となっていますが、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

図7 原因・動機別の構成割合(平成30年～令和4年合計)

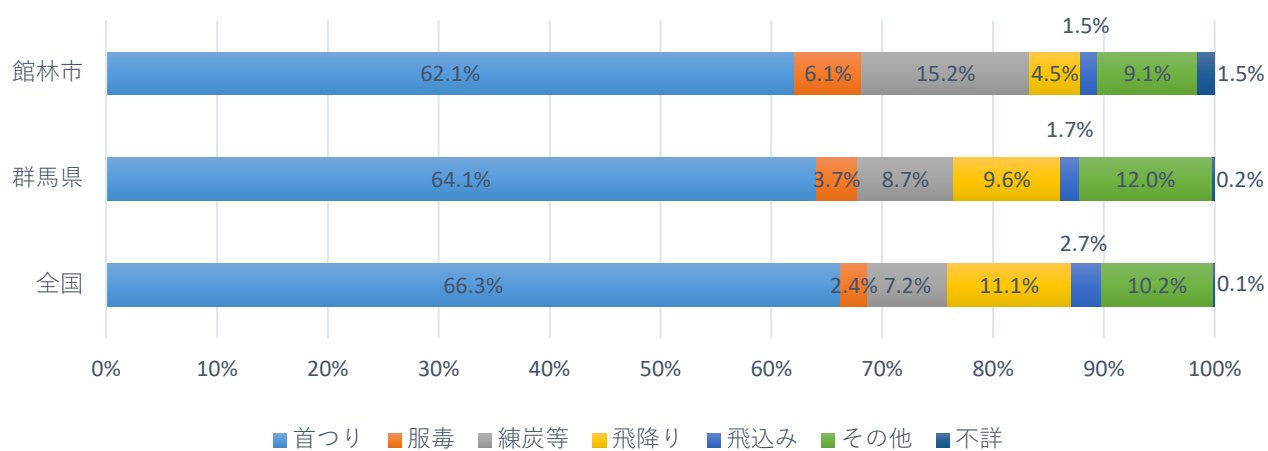


〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 手段別の状況

平成30年～令和4年合計の館林市・群馬県・全国の自殺者の手段別構成割合（図8）をみると、本市・群馬県・全国ともに、首つりが最も高く、次に本市では練炭等が高い状況です。一方、群馬県・全国では飛降りが続いています。

図8 手段別の構成割合(平成30年～令和4年合計)



〔資料〕厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 館林市「いのち支えるアンケート」結果より

本市では、中学生・高校生と20歳以上の市民を対象に、ストレスや自殺に対する意識等の実態を把握し、今後の自殺対策を推進する上での基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

結果の中から、計画に関連の深いものを抜粋し掲載します。

なお、中学生・高校生は、5年前に同様のアンケートを実施したので、前回と比較したものを掲載します。

(1) 調査対象等

①中学生・高校生アンケート

- ・市内中学校に在学する中学2年生

生徒数 580名、有効回答数 445名、回答率 76.7%

- ・市内に所在のある高等学校に在学する高校2年生

生徒数 396名、有効回答数 308名、回答率 77.8%

②市民アンケート（無作為抽出）

- ・20歳～39歳 対象者数 400名、有効回答数 106名、回答率 26.5%
- ・40歳～59歳 対象者数 400名、有効回答数 110名、回答率 27.5%
- ・60歳～79歳 対象者数 400名、有効回答数 217名、回答率 54.3%

(2) 調査期間

①中学生・高校生アンケート 令和5年5月下旬～7月14日

②市民アンケート 令和5年7月下旬～8月12日

(3) 主な調査結果

単純集計より

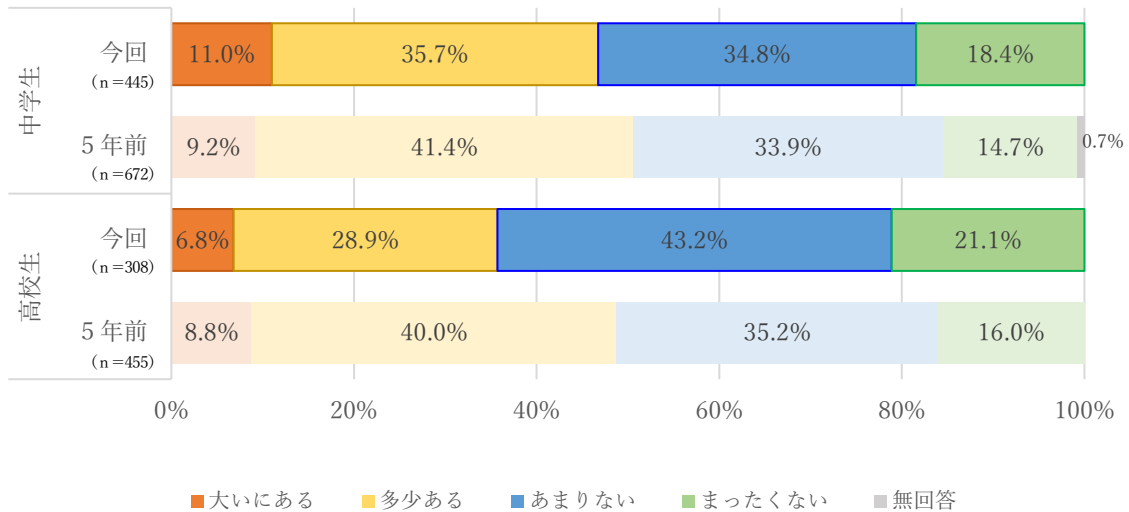
① この1か月の間に、日常生活で悩みはあったか（一つ回答）

「大いにある」、「多少ある」を合わせた『ある』と回答した人は、中学生が46.7%、高校生が35.7%、20-30代が85.8%、40-50代が88.2%、60-70代が53.5%でした。

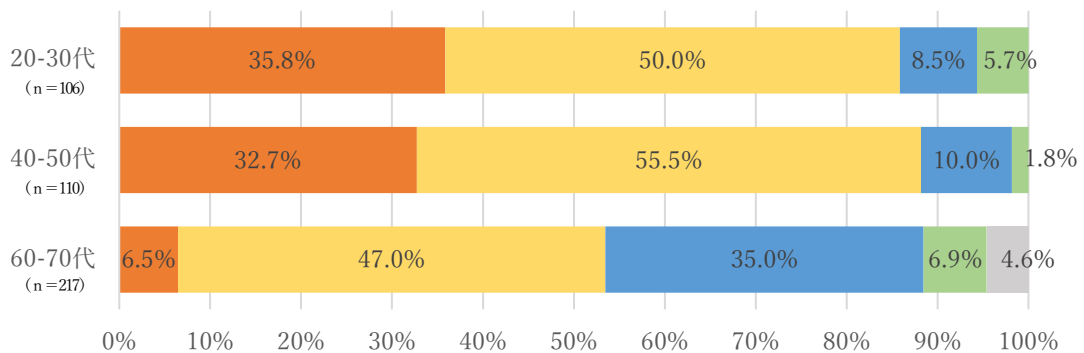
悩みが『ある』と回答した人の割合は、中学生と高校生が5割以下である一方、20歳以上は5割を超えており、中でも20代から50代は8割を超えていました。

中学生と高校生において、悩みが『ある』と回答した人の割合を5年前と比較すると、どちらも減少しました。

【中学生・高校生アンケート】



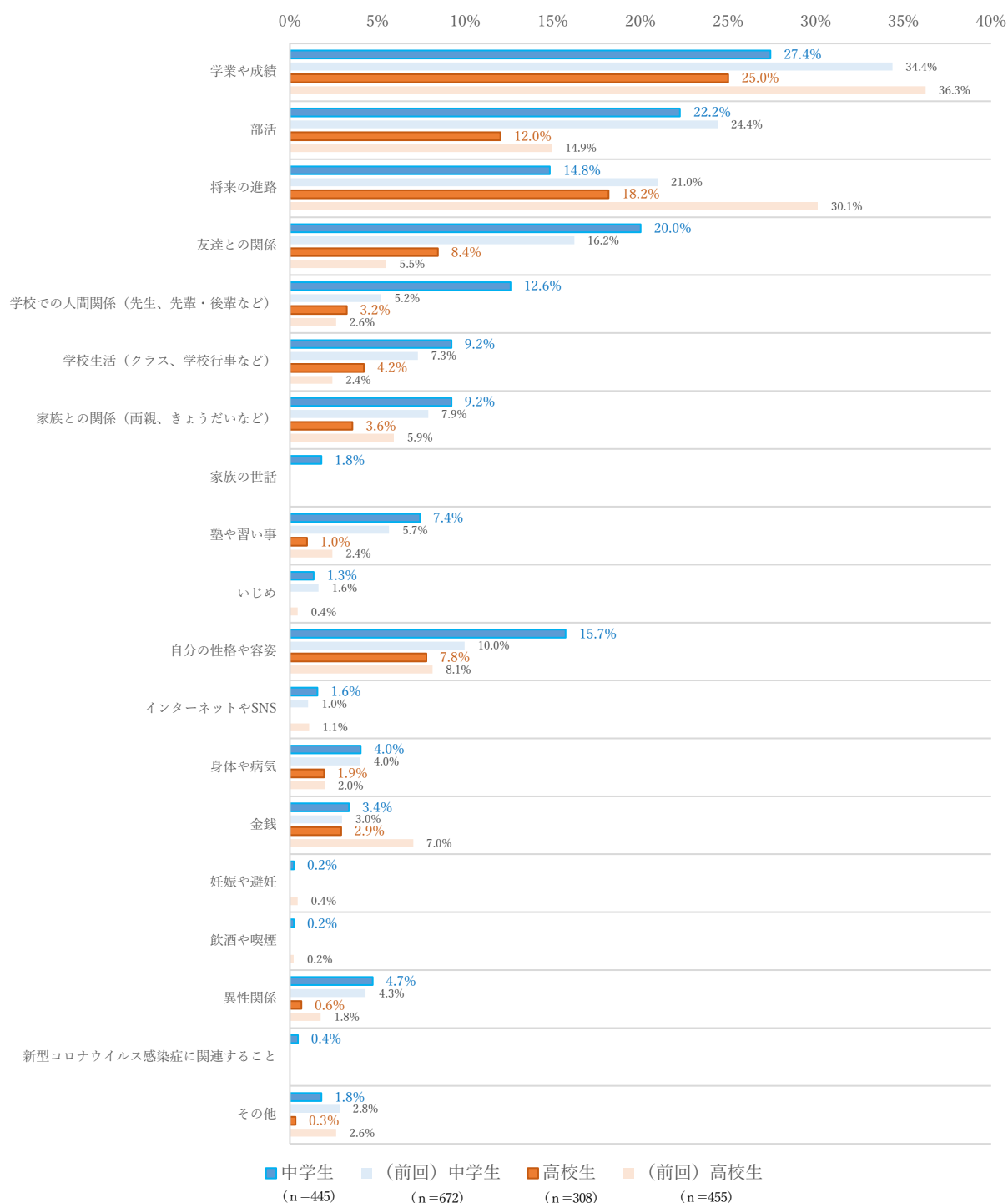
【市民アンケート】



①-2 悩みの内容（一人複数回答）

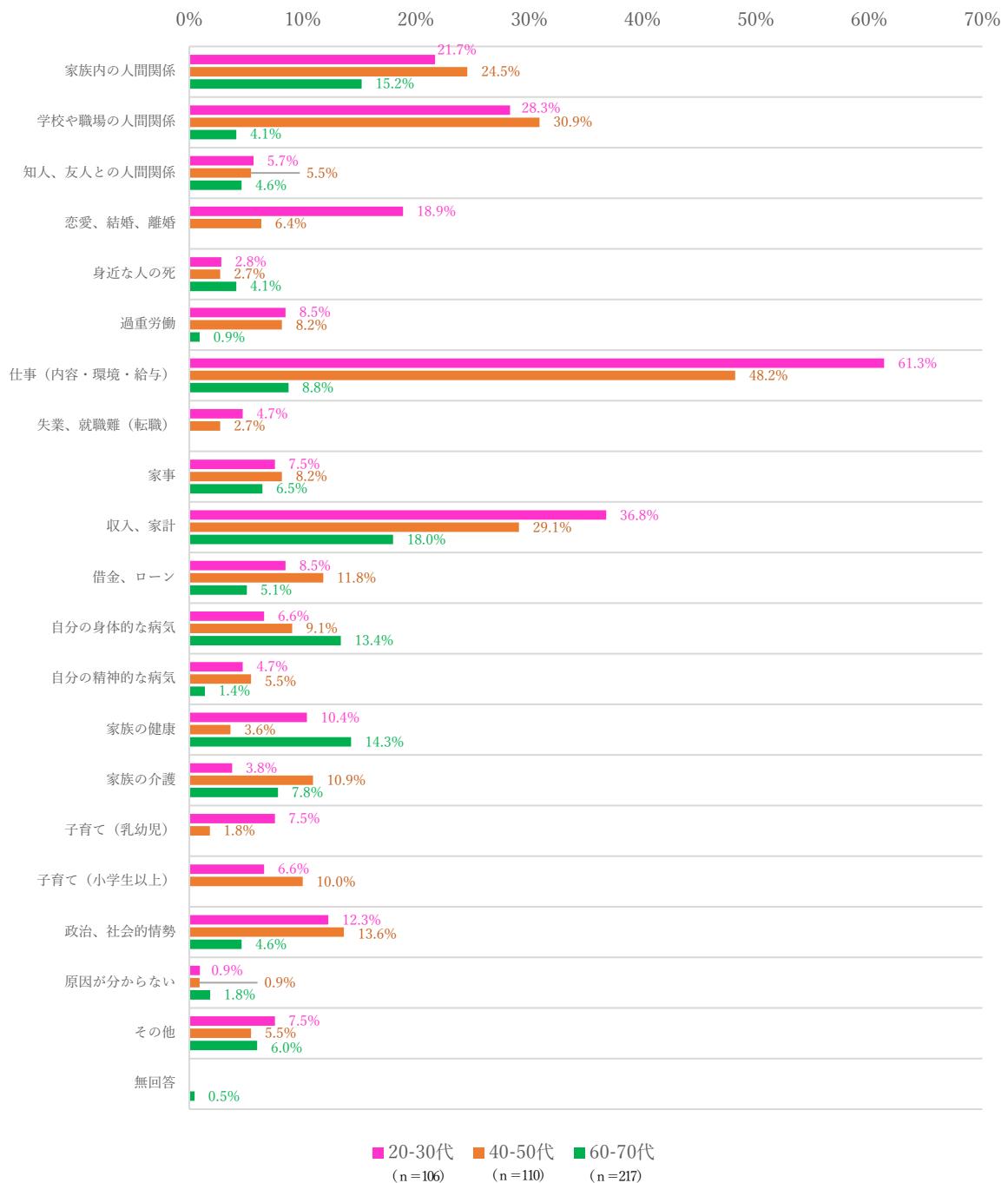
悩みが『ある』と回答した人の内容（一人複数回答）を見ると、中学生・高校生は「学業や成績」が一番多く、中学生では「部活」、「友達との関係」、「自分の性格や容姿」と続き、高校生は「将来の進路」、「部活」、「友達との関係」と続きます。前回と比較すると、中学生・高校生ともに「学業や成績」「将来の進路」が大きく減少した一方、「友達との関係」「学校での人間関係」「学校生活」が増加し、特に中学生では「自分の性格や容姿」が増加しました。

【中学生・高校生アンケート】



20-30代、40-50代では「仕事」が一番多く、20-30代では「収入、家計」、「学校や職場の人間関係」、「家族内の人間関係」と続き、40-50代では「学校や職場の人間関係」、「収入、家計」、「家族内の人間関係」と続きます。60-70代は「収入、家計」が一番多く、「家族内の人間関係」、「家族の健康」、「自分の身体的な病気」と続きます。

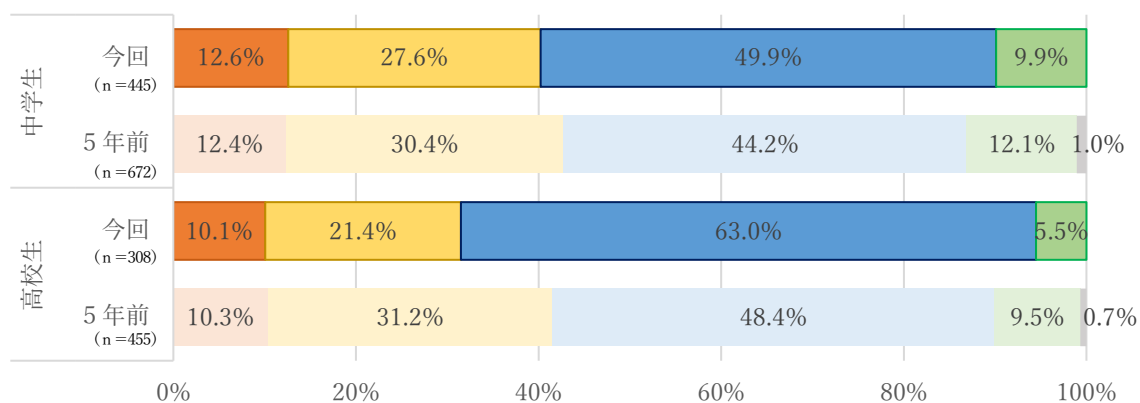
【市民アンケート】



② 誰かに相談したり助けを求めることにためらいを感じるか（一つ回答）

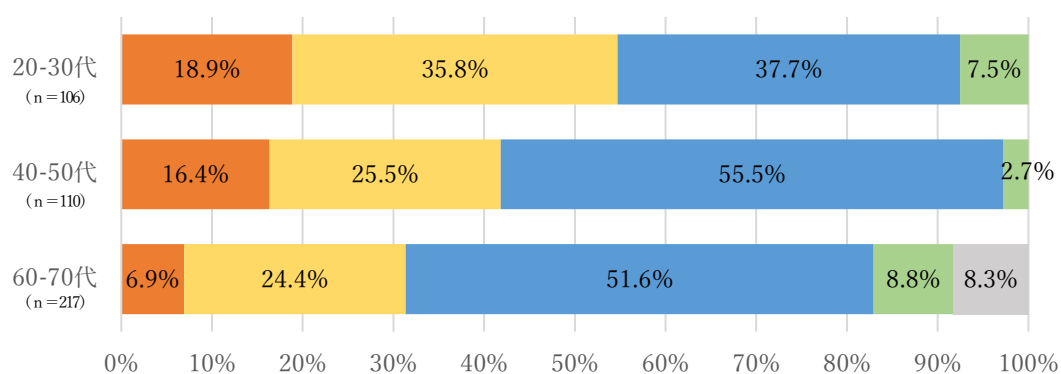
「そう思う」、「どちらかというそう思う」を合わせた『そう思う』と回答した人は、中学生が40.2%、高校生が31.5%、20-30代が54.7%、40-50代が41.9%、60-70代が31.3%でした。特に20-30代では5割以上がためらいを感じており、相談しやすい環境の整備が求められます。

【中学生・高校生アンケート】



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ そうは思わない ■ わからない ■ 無回答

【市民アンケート】

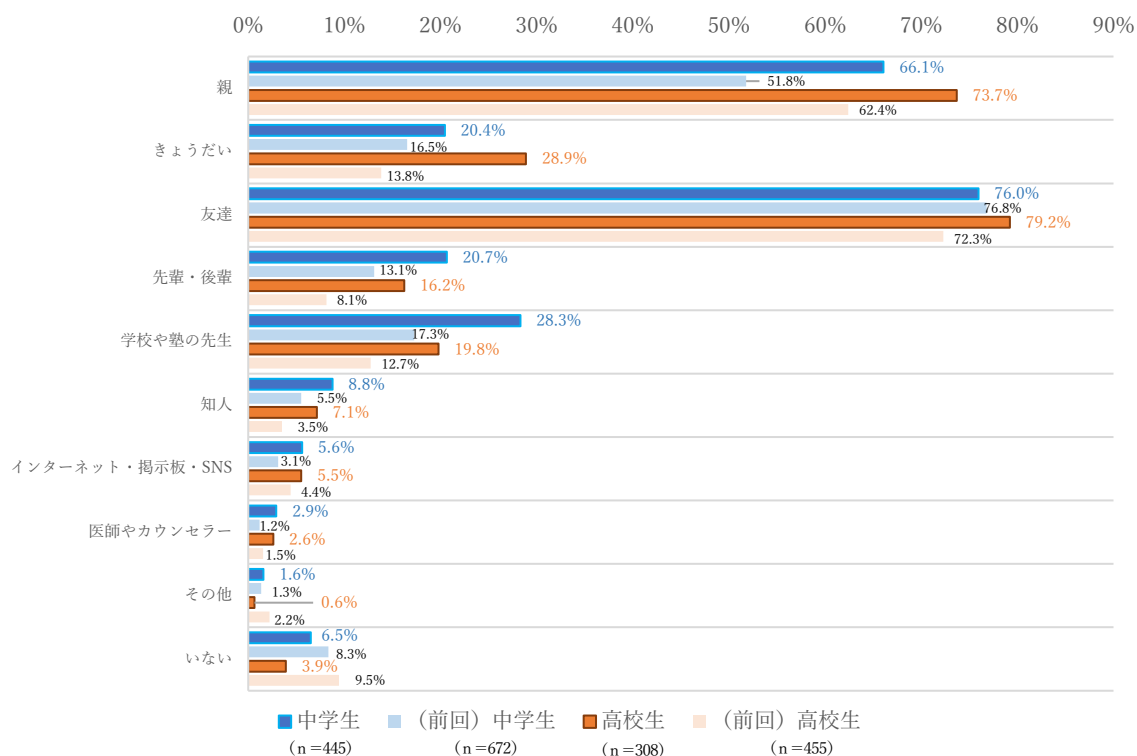


③ 現在、悩みを聞いてくれたり、相談できる人はいるか（一人複数回答）

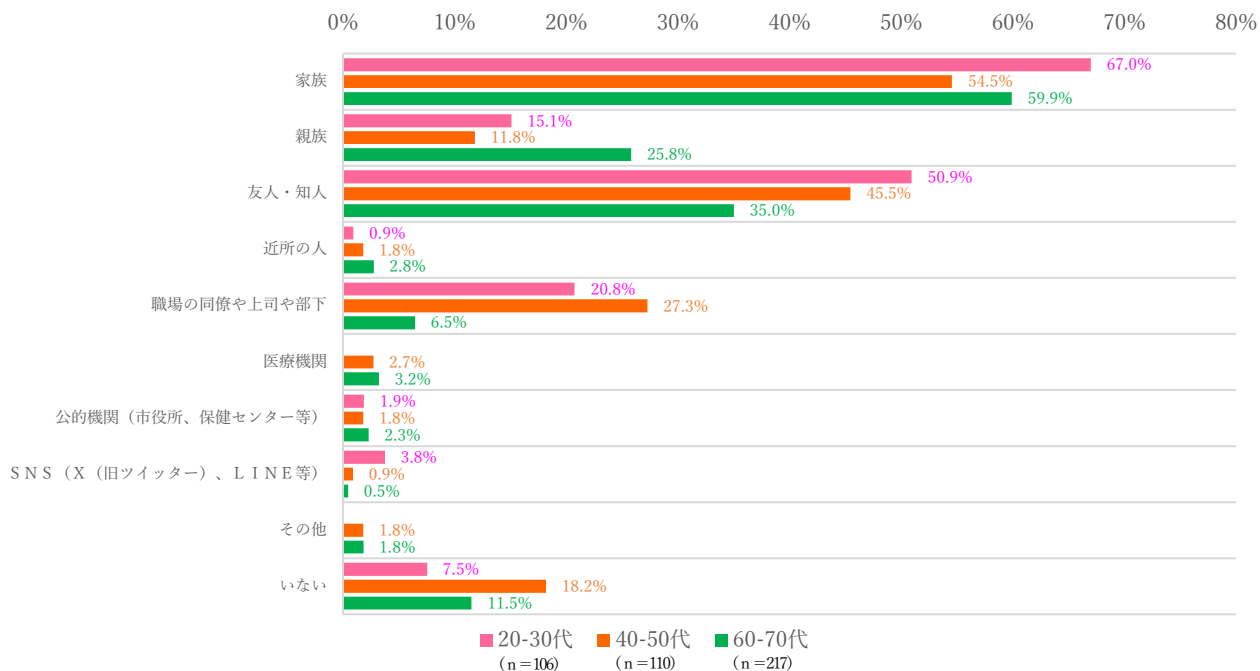
相談できる人は中学生、高校生ともに「友達」、「親」の二つの割合が高いのが顕著です。また、「いない」と回答した生徒もいました。前回と比較すると、誰かを相談相手として回答する割合は全体的に増加しており、「いない」と回答した割合は減少しました。

20歳以上も同様に「家族」、「友人・知人」の二つの割合が高いのが顕著です。

【中学生・高校生アンケート】



【市民アンケート】

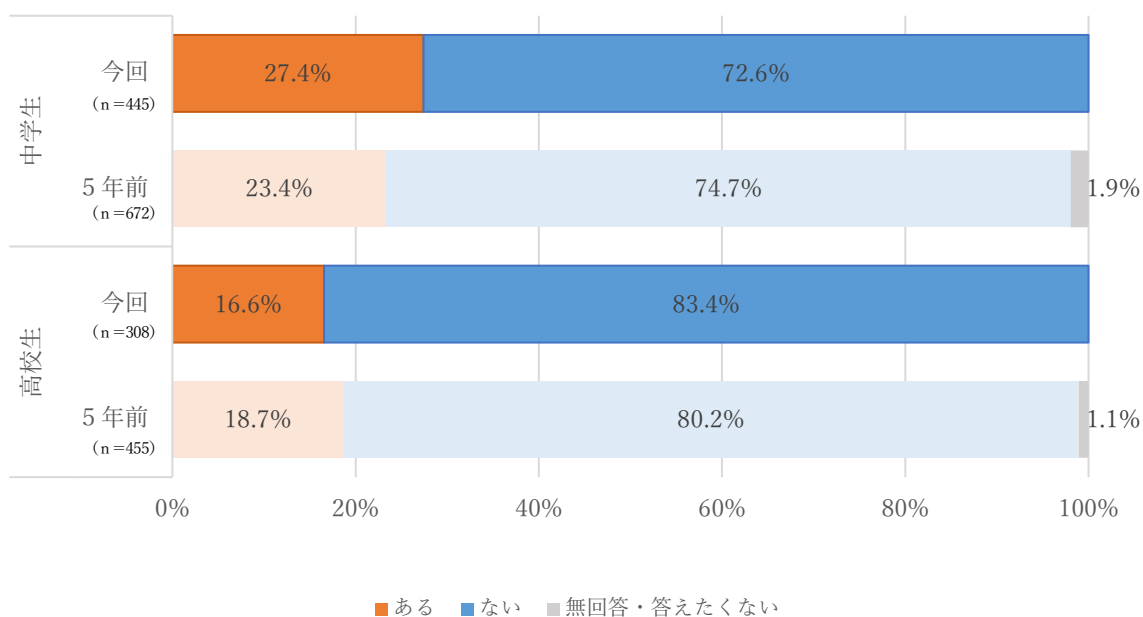


④ これまでに本気で「死にたい」と考えたことはあるか（一つ回答）

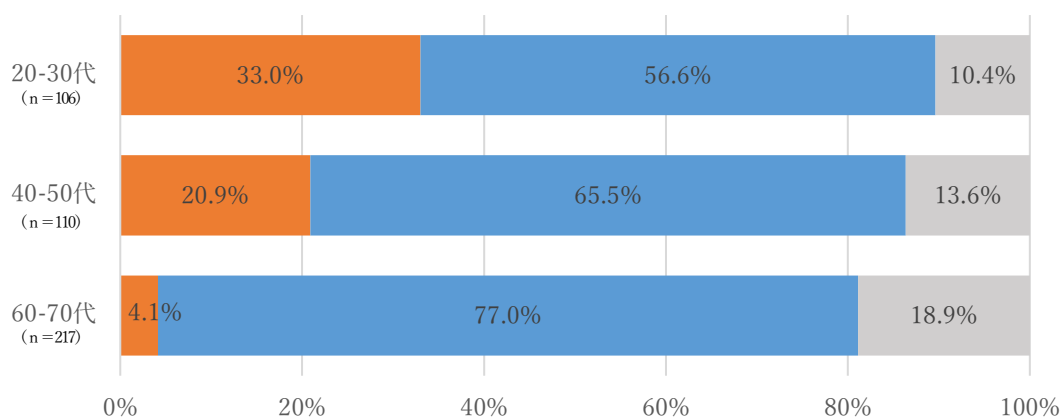
『ある』と回答した人は、中学生が27.4%、高校生が16.6%、20-30代が33.0%、40-50代が20.9%、60-70代が4.1%でした。

中学生・高校生において「ある」と回答した人の割合を前回と比較すると、高校生は減少した一方、中学生は増加しました。

【中学生・高校生アンケート】



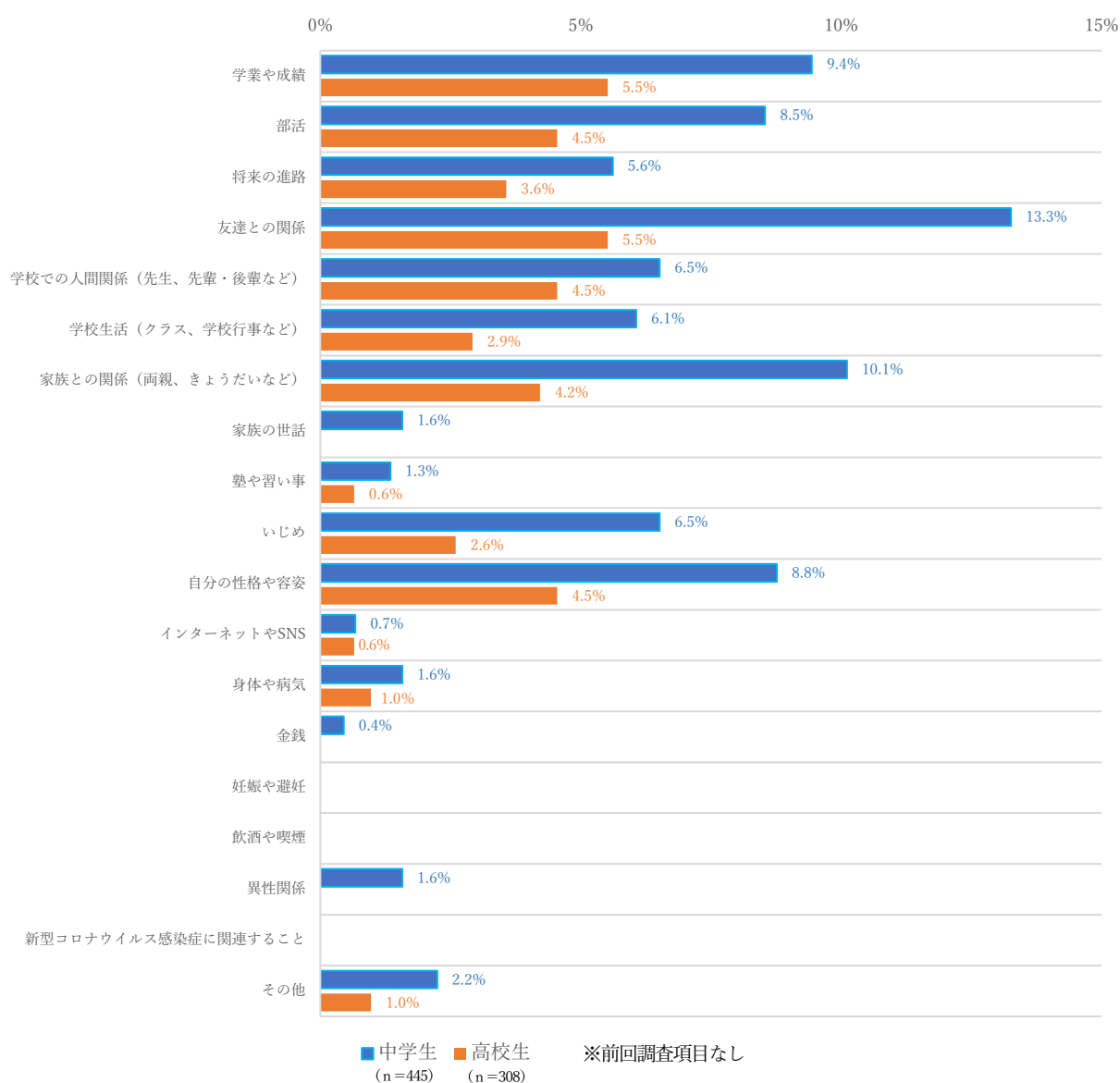
【市民アンケート】



④-2 死にたいと考えた要因（一人複数回答）

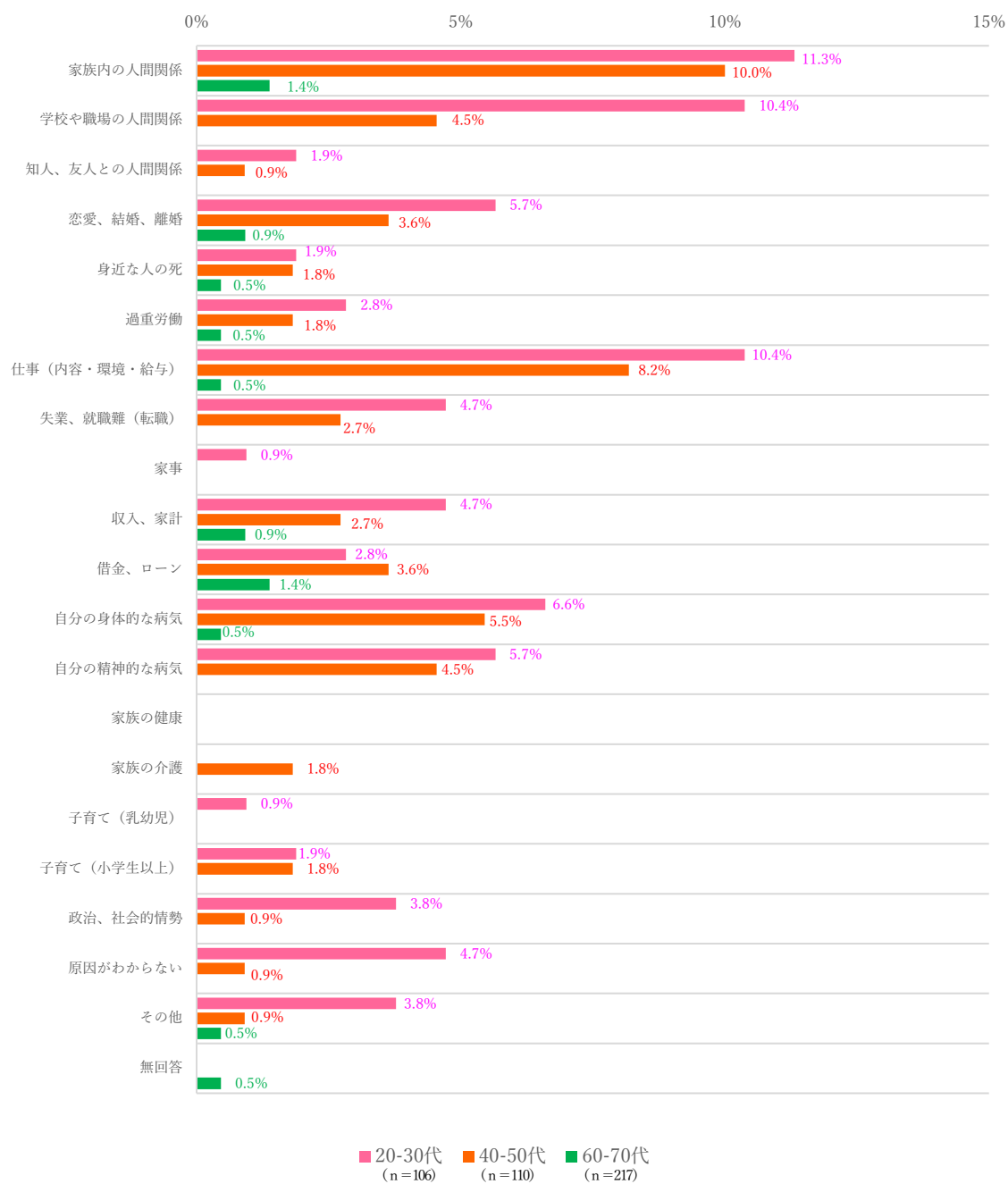
死にたいと考えたことが『ある』と回答した人の要因（一人複数回答）を見ると、中学生は「友達との関係」が一番多く、「家族との関係」、「学業や成績」、「自分の性格や容姿」が続き、高校生は「学業や成績」「友達との関係」が一番多く、「部活」「学校での人間関係」「自分の性格や容姿」が続きます。

【中学生・高校生アンケート】



20-30代、40-50代では「家族内の人間関係」が一番多く、20-30代は「学校や職場の人間関係」「仕事」が続ぎ、40-50代は「仕事」、「自分の身体的な病気」が続ぎます。60-70代は「家族内の人間関係」「借金、ローン」が一番多く、「恋愛、結婚、離婚」「収入、家計」が続ぎます。

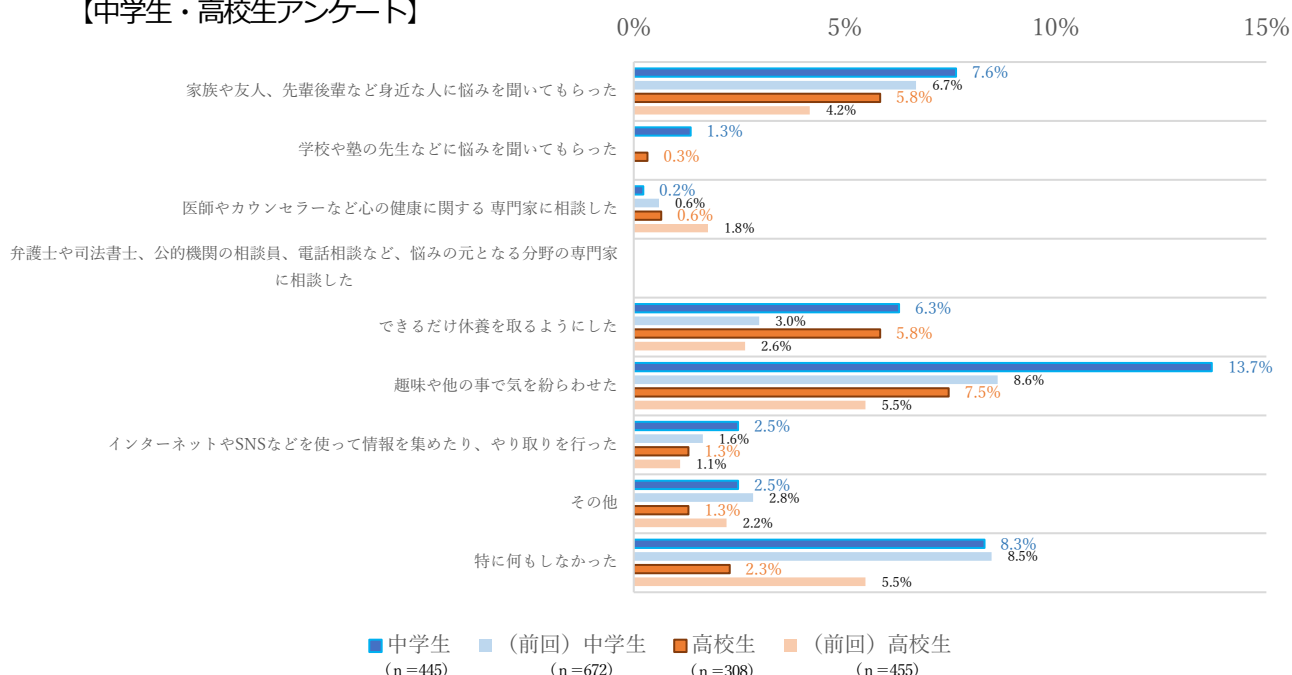
【市民アンケート】



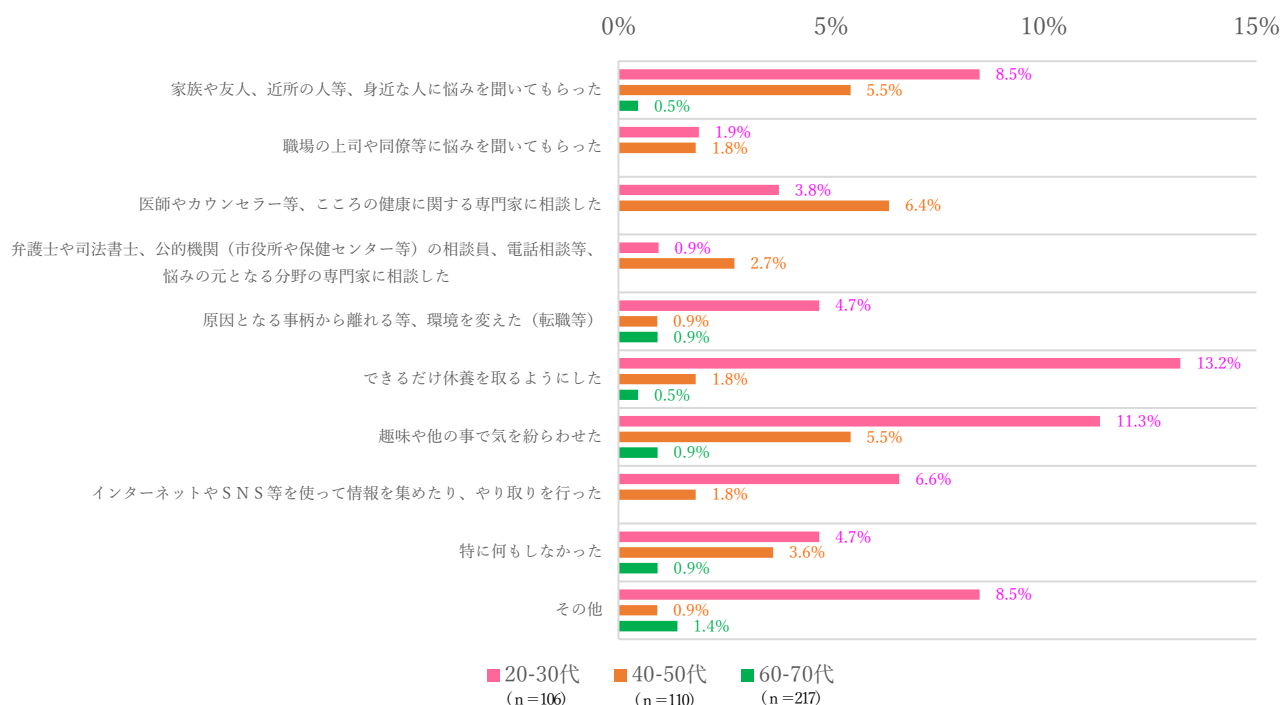
④-3 どのように乗り越えたか（一人複数回答）

死にたいと考えたことが『ある』と回答した人に、そのときどのように乗り越えたか聞いたところ、中学生・高校生は「趣味や他の事で気を紛らわせた」が、20-30代では「できるだけ休養を取るようにした」が、40-50代では「医師やカウンセラー等、こころの健康に関する専門家に相談した」が、60-70代では「原因となる事柄から離れる等、環境を変えた」「趣味や他の事で気を紛らわせた」「特に何もしなかった」が一番多い結果となりました。多くの世代が、誰かに相談することよりも、自分で解決する行動をとっていることが分かります。

【中学生・高校生アンケート】



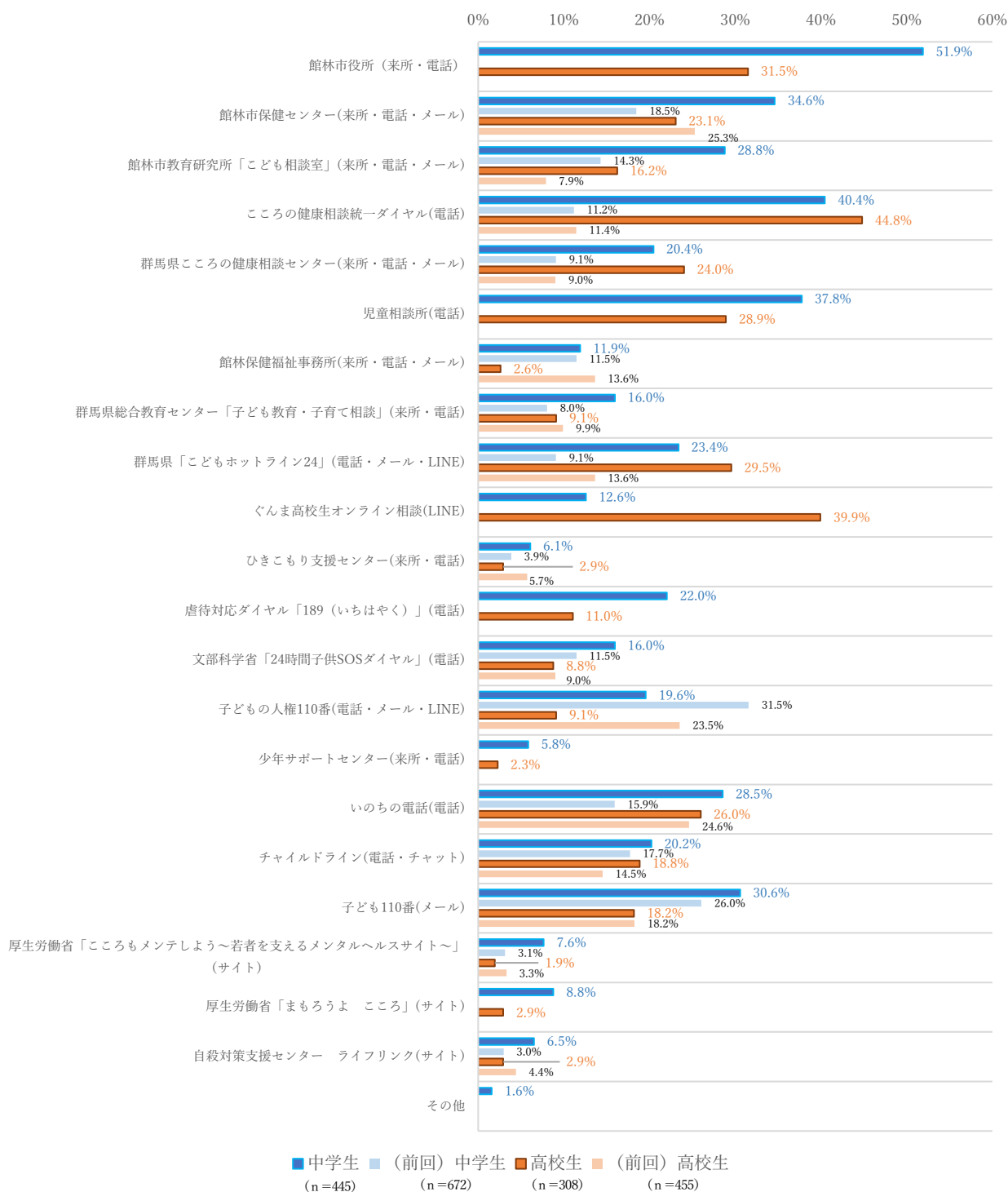
【市民アンケート】



⑤ 悩んだり困ったりしたときの相談できる場・情報を得られる場の認知度（一人複数回答）

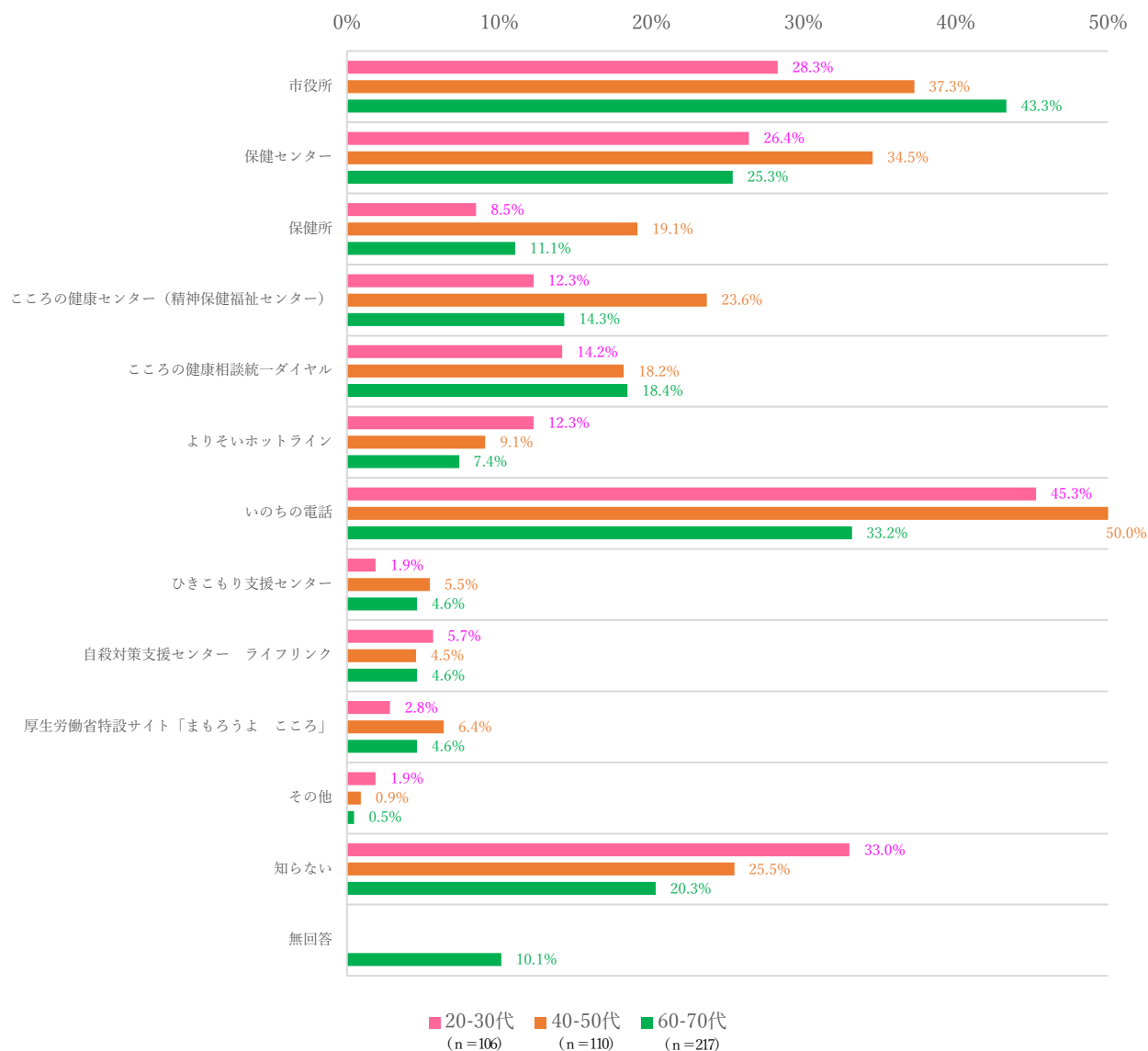
相談できる場・情報を得られる場として、中学生は「市役所」が一番多く、「こころの健康相談統一ダイヤル」、「児童相談所」と続き、高校生は「こころの健康相談統一ダイヤル」が一番多く、「ぐんま高校生オンライン相談」、「市役所」と続きます。前回と比較し、中学生・高校生ともに「こころの健康相談統一ダイヤル」の認知度が約4倍高くなっています。

【中学生・高校生アンケート】



20-30代、40-50代では「いのちの電話」が一番多く、「市役所」、「保健センター」と続きます。60-70代では「市役所」が一番多く、「いのちの電話」、「保健センター」と続きます。一方で、相談できる場・情報を得られる場を「知らない」と回答した人が2〜3割となっており、今後も相談窓口の周知を推進していく必要があります。

【市民アンケート】

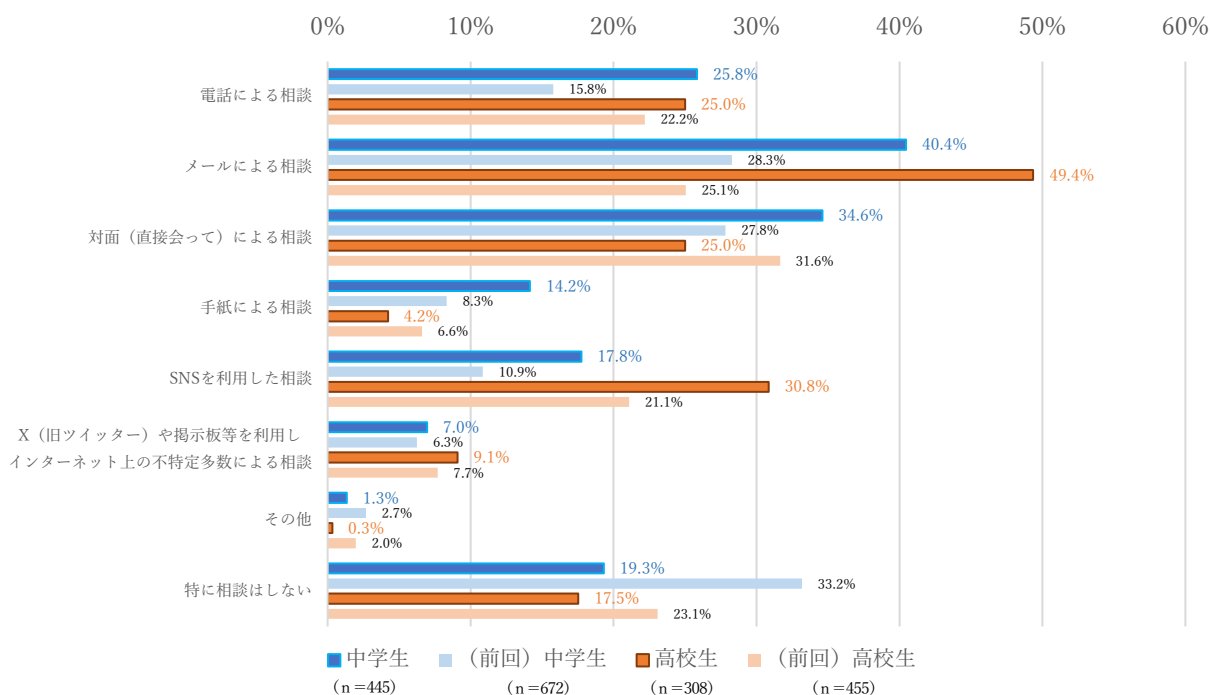


⑥ 相談しやすい方法

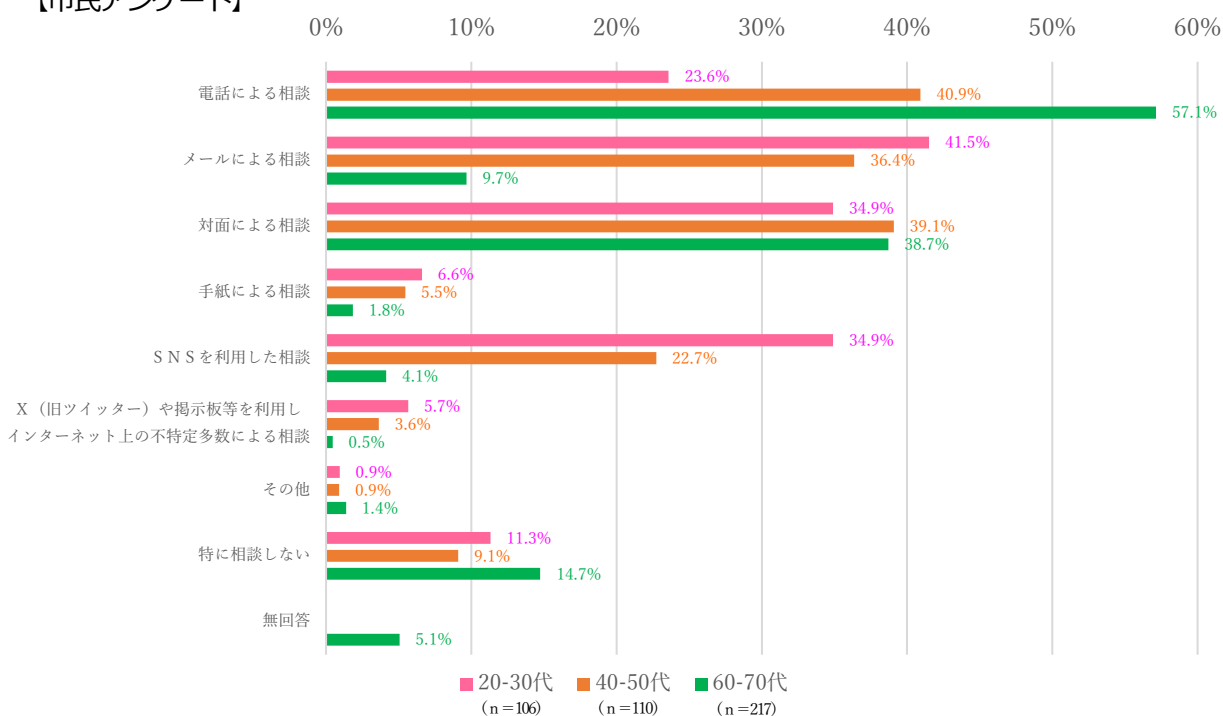
悩んだり困ったりしたときの相談しやすい方法を聞いたところ、中学生・高校生ともに「メールによる相談」が一番多く、前回と比較して「特に相談しない」と回答した人の割合が減りました。

20-30代では「メールによる相談」が一番多く、40-50代、60-70代では「電話による相談」が一番多い結果となりました。

【中学生・高校生アンケート】



【市民アンケート】



クロス集計より

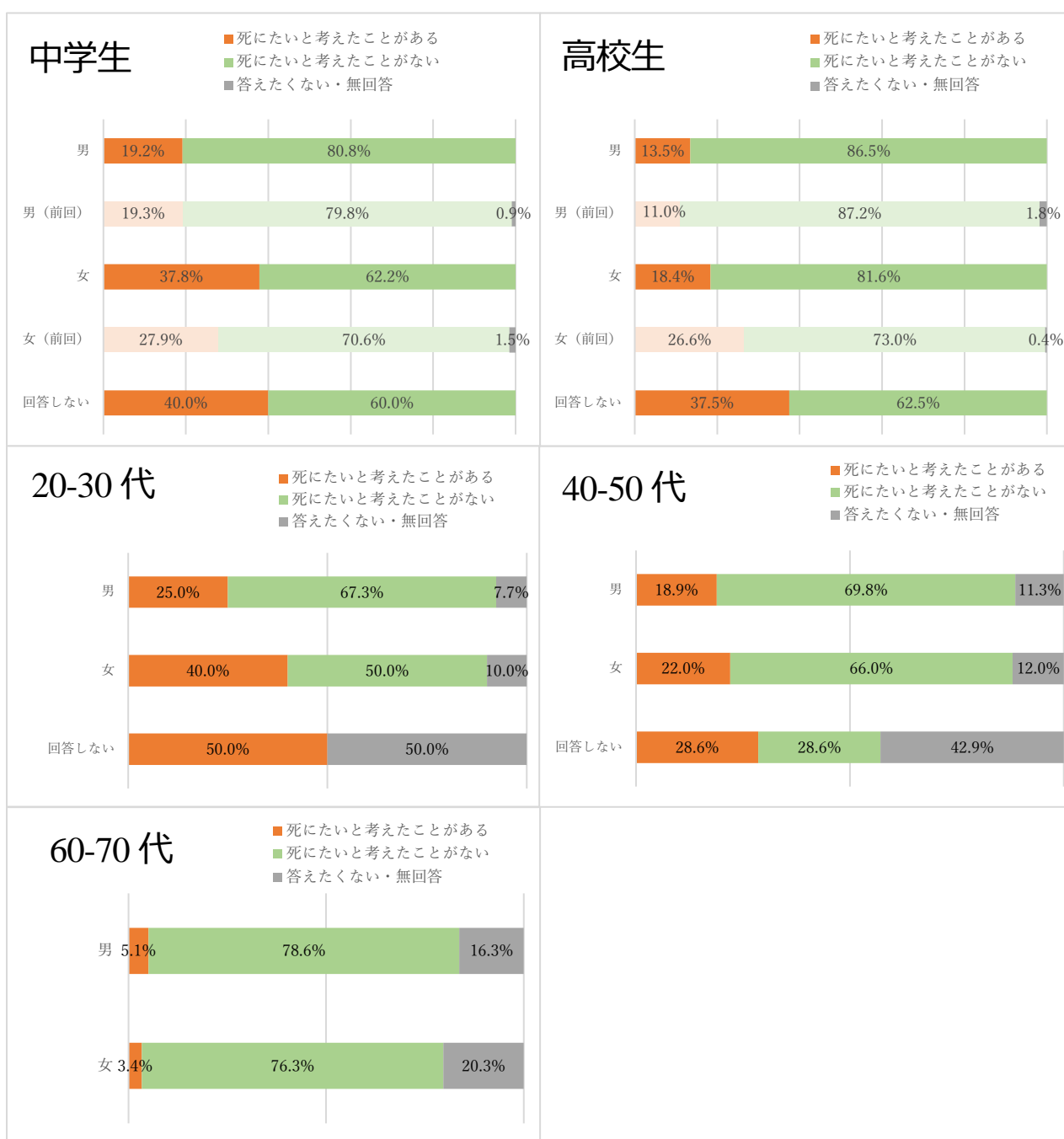
クロス集計：アンケート調査によって収集した回答データを、設問を掛け合わせて集計することです。

「これまで本気で死にたいと考えたことはあるか」という設問に対するクロス集計です。

① 性別・年代

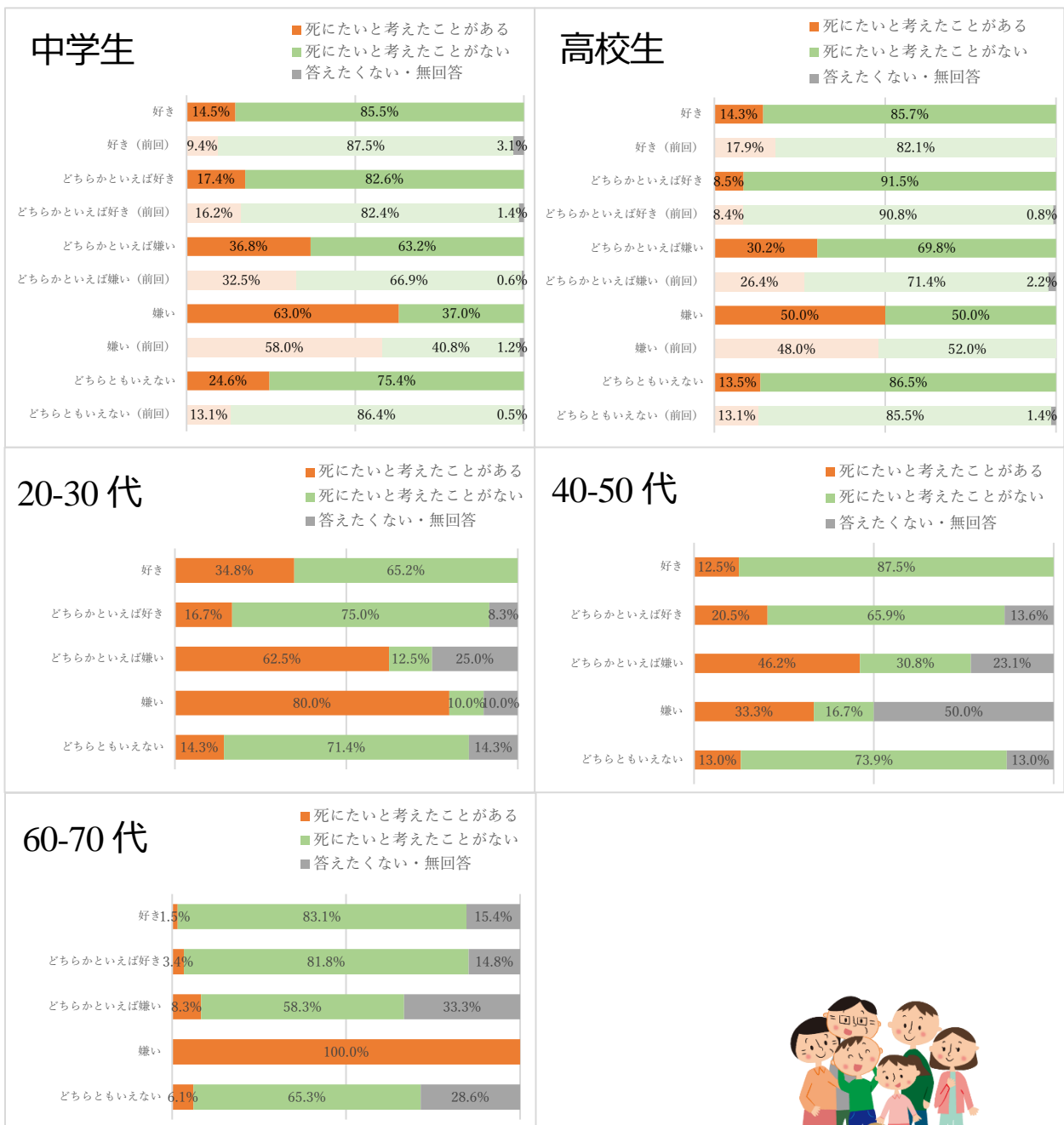
「死にたい」と考えたことがあると回答した割合は中学生、高校生、20-30代、40-50代において女性の方が高くなった一方、60-70代では男性の方が高くなりました。

性別・年代で見ると、「死にたい」と考えたことがあると回答した割合は、「20-30代の女性」が一番高く、「中学生の女性」、「40-50代の女性」と続きます。



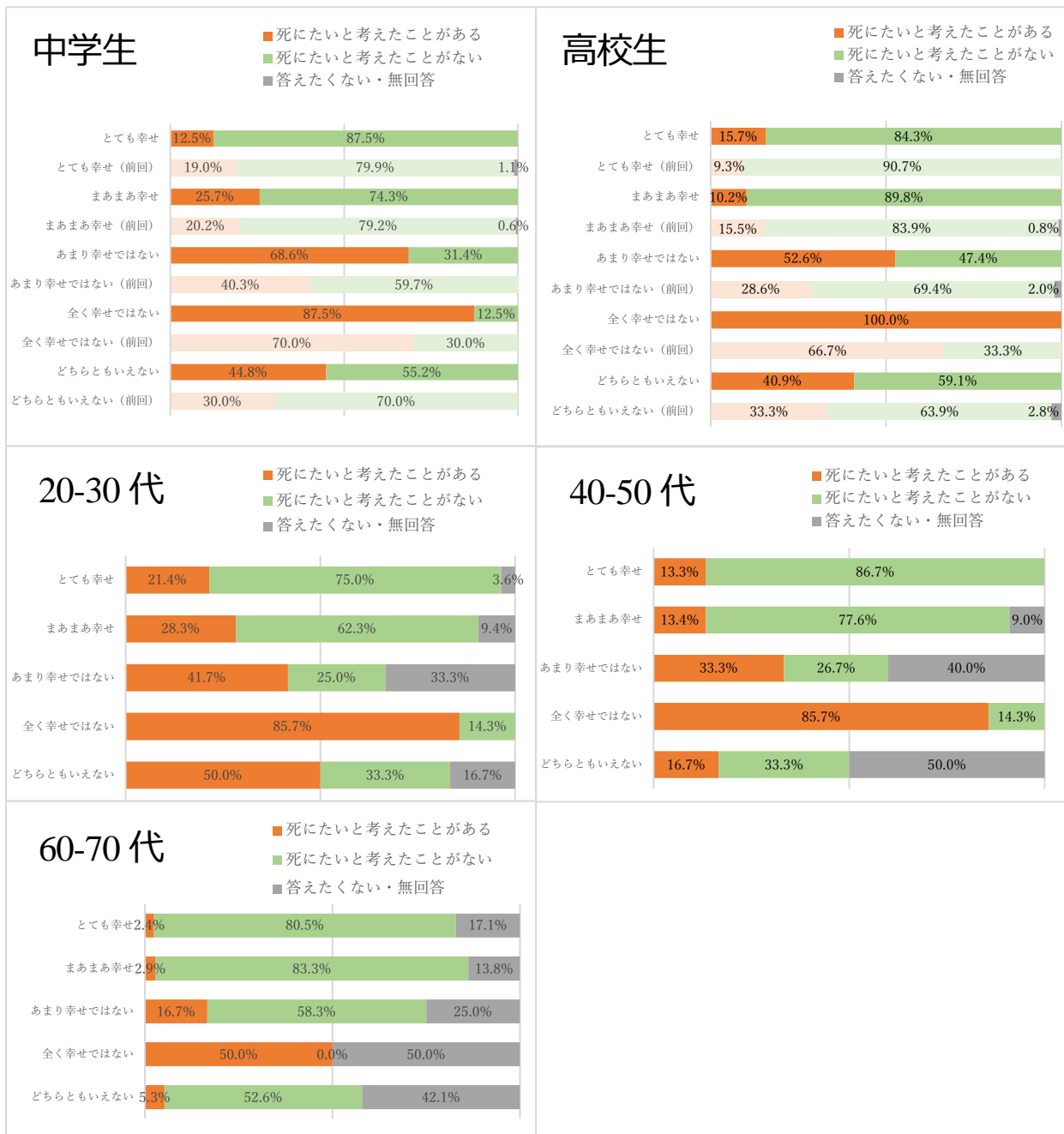
② 自分のことが好きか

どの世代においても、自分のことが「好き」「どちらかといえば好き」と回答した人は、自分のことが「嫌い」「どちらかといえば嫌い」と回答した人に比べ、「死にたい」と考えたことがあると回答した人の割合が低くなりました。自分のことが好きであることは、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性が考えられます。一方で、自分のことが好きであっても「死にたい」と考える人がいることを考慮する必要があります。



③ 幸せだと感じるか

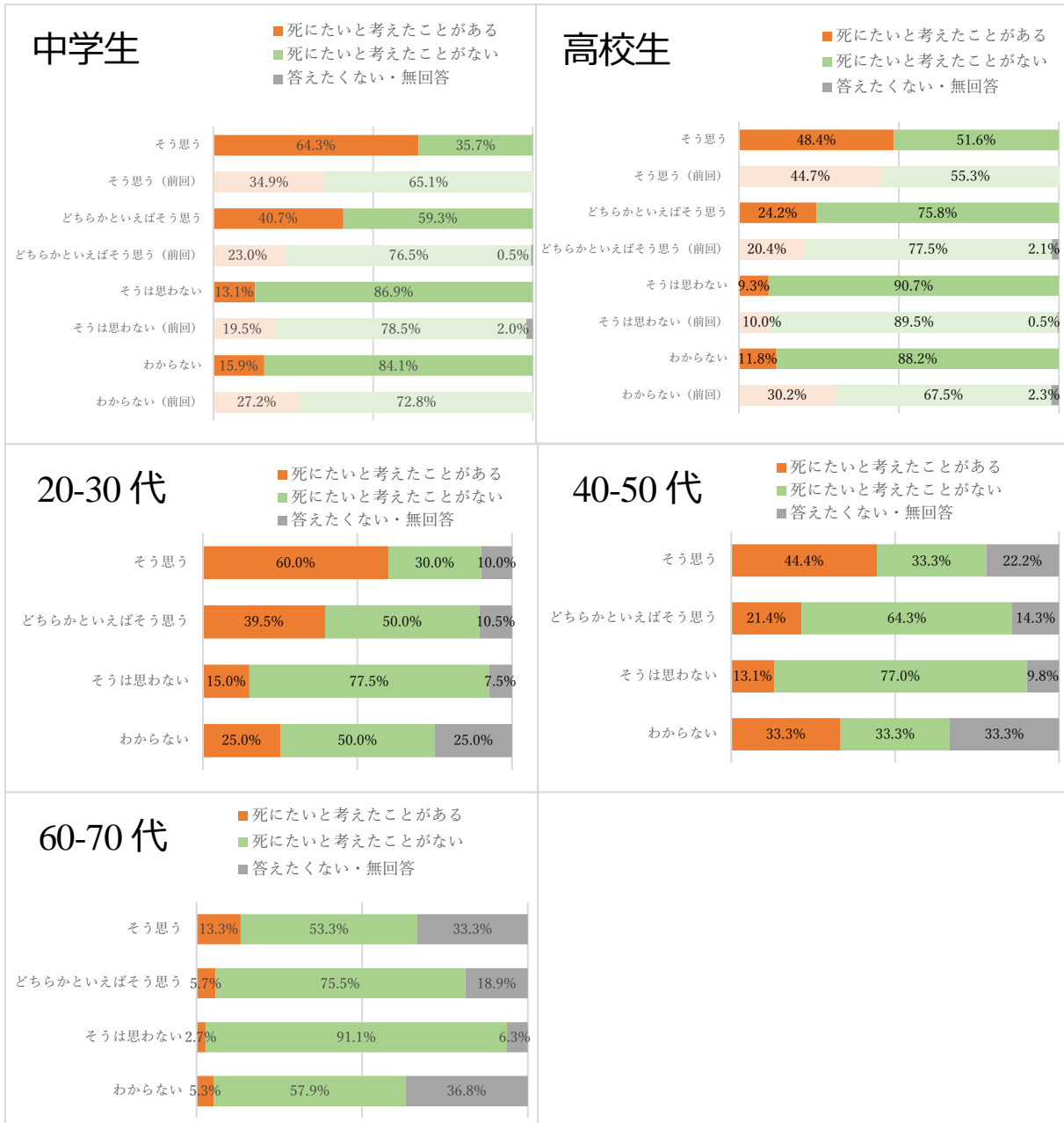
どの世代においても、「とても幸せ」「まあまあ幸せ」と回答した人は、「あまり幸せではない」「全く幸せではない」と回答した人に比べ、「死にたい」と考えたことがあると回答した人の割合が低くなりました。特に「全く幸せではない」と回答した人の大多数が、「死にたい」と考えたことがあり、幸せだと感じることで、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性が考えられます。一方で、幸せと感じていても「死にたい」と考える人がいることを考慮する必要があります。



④ 誰かに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じるか

どの年代においても、ためらいを感じている人ほど、「死にたい」と考えたことがある人の割合が高くなりました。

相談しやすい環境づくりが、「死にたい」と考えることを抑制する一要因になる可能性があると考えられます。



3 対策が優先されるべき対象群の把握・課題

地域自殺実態プロフィールデータによると、本市の主な自殺の特徴は下記の表のとおりです。上位5区分には40歳以上の無職者の自殺者が多く、背景にある主な自殺の危機経路としては、身体的疾患や失業（退職）に関する悩みから様々な要因が連鎖し、自殺に追い込まれているとされています。また本市では、20～39歳の若い男性の自殺者が群馬県・全国と比較して上位にきています。

本市の主な自殺者の特徴（平成29年～令和3年）

上位5区分	自殺者数（人） 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性 60歳以上無職同居	10	15.2%	21.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 20～39歳有職同居	8	12.1%	32.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳無職同居	7	10.6%	182.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	7	10.6%	123.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:女性 40～59歳無職同居	5	7.6%	24.2	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

〔資料〕 いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

4 本市の基本施策・重点施策について

国は全国的に実施されることが望ましい自殺対策として、基本施策を次の5項目のとおり挙げました。

本市においても、この5項目を基本施策として推進していきます。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

さらに、令和4年10月14日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、本市において優先的な課題となりうる施策について、重点施策として推進していきます。

また、館林市の自殺の現状やアンケート結果などから、次の3項目を重点施策として推進していきます。

重点施策

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者・無職者・失業者対策
- 3 子ども・若者対策

施策の体系

いのちを守り、支え合う館林市

数値目標：自殺者数8人以下、自殺死亡率 11.3以下（令和 10年：2028年）

3つの「重点施策」

本市の自殺実態を踏まえた優先課題に対する取組

高齢者対策

生活困窮者・無職者・失業者対策

子ども・若者対策

5つの「基本施策」

地域の自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

地域におけるネット
ワークの強化

自殺対策を支える
人材の育成

住民への啓発
と周知

生きることの促進
要因への支援

児童生徒のSOSの
出し方に関する教育

生きる支援関連施策

重点・基本施策以外のその他の「自殺対策（生きることの包括的な支援）」の取組

エス ディ ジーズ

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。この考え方は、SDGsの理念と合致するものであり、本市における自殺対策においてもSDGsの視点を踏まえた計画の推進を行っていきます。

「館林市自殺対策計画（Ⅱ）」と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。



第3章 いのち支える自殺対策への取組（基本施策）

1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「いのちを守り、支え合う館林市」を実現するには、国、地方公共団体、関係団体、企業、市民などが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

本市においても、庁内関係課や関係機関との横の連携を強化し、包括的に自殺対策を推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	民生委員・児童委員による見守り事業	地域で福祉課題を抱える住民の話を聞き、継続的に見守り、必要であれば適切な機関へつなぎます。	社会福祉課
2	認知症カフェ 「オレンジカフェほんちゃん」	認知症のかたやその家族、地域住民など、認知症について理解を深めたいかたが自由に参加できる集いの場を設け、悩み相談や講座・イベント等を行います。	高齢者支援課
3	通いの場整備費・運営費補助事業	住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、高齢者が地域で集い、支えあいながら生きがいづくり、介護予防、閉じこもり予防等を行う場として「通いの場」を整備・運営するにあたり、補助金を交付します。	高齢者支援課
4	ふれあい・いきいきサロン(コミュニティーサロン) 設置運営事業	地域住民が主体となり、地域の集会所等を活用したふれあいの場を設け、自主的・自発的に行う交流活動に対し、その活動費等の一部を補助します。	高齢者支援課
5	子どもを守る地域ネットワーク事業	要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し地域での見守りを行います。	子育て支援課
6	館林市いのち支える自殺対策推進本部	本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。また、推進本部に庁内の幅広い分野の関係部署に参画してもらい、さらに、下部組織に幹事会を設置し、横の連携を強化していきます。	健康推進課
7	館林邑楽地域自殺対策連絡会議	保健福祉事務所開催の会議の委員となることで、館林邑楽地域の関係団体・機関等と適切な役割分担と効果的な連携を図り、一体となって自殺対策を推進します。	健康推進課

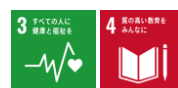
【目標】

自殺予防についての連携の強化	指標	実績		目標値	担当課
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	
	館林市いのち支える自殺対策推進本部の開催回数	未実施	未実施	年1回	健康推進課

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の人、市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められています。

本市においても、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、お互いに支え合える地域となるよう推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	ゲートキーパー養成講座	健康教育の一つとして、ゲートキーパー養成講座を実施します。自殺予防についての正しい知識やゲートキーパーについて学び、地域での自殺対策を推進する人材の育成を行います。	健康推進課
2	青少年カウンセリング講座	青少年問題や家庭教育に対して理解を深めながら、カウンセリングの基本的な理論と技法を習得することで、家庭や地域での「よき相談者・理解者」として適切な対応ができるよう、カウンセリング講座を開催します。	生涯学習課
3	スクールカウンセラー連携会議の実施	不登校や学校不適応児童生徒に係る情報共有を、スクールカウンセラー同士で行い、市内小中学校における児童生徒の問題行動並びに不登校等の解決や対策についての意見交換を実施するなどして、学校間の連携を強化します。	学校教育課
4	学校相談員連絡協議会	中学校における不登校や不適応生徒に係る状況並びに対応について、学校相談員、生徒指導担当職員、研究所相談員合同で、県スクールカウンセラーや東部教育事務所スーパーバイザーを交えて情報を共有し対応を協議する中で、相談員間の連携強化と相談スキルの向上を図ります。	学校教育課
5	小・中学生指導担当者会議の実施	各校の生徒指導担当、館林警察署生活安全課長、生涯学習課青少年係長が参加し、問題行動や不登校、いじめ問題、自殺問題等について情報交換や協議を行い問題の未然防止に努めます。	学校教育課
6	学校不適応対策会議の実施	市内16校の教育相談主任を対象に、不登校等の課題を抱える児童生徒の対応について「未然防止」「初期対応」「組織的対応」の観点からの情報共有を行い、教育相談的支援の在り方を探ります。	学校教育課
7	ゲートキーパー養成講座★ (市内中学生対象)	生徒が、生きる人を支援する人となる「ゲートキーパー」について考え、身近な仲間の自殺の兆候などの命の危機に気づき、傾聴したり、言葉をかけたりするなど、仲間の支援ができるよう、学校において講座を開催します。	学校教育課

★は本計画で新たに追加した事業です



【目標】

	指標	実績		目標値	担当課
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	
自殺対策を支える 人材育成の促進	市民のゲートキーパー養成講座受講者数	年33人	令和元年度（第一次計画策定）から令和4年度まで計292人	第二次計画期間の合計300人	健康推進課
	青少年カウンセリング講座受講者アンケートにおける「学んだことを活かしたい」と思う人の割合	未実施	59%	60%	生涯学習課

ゲートキーパーとは？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

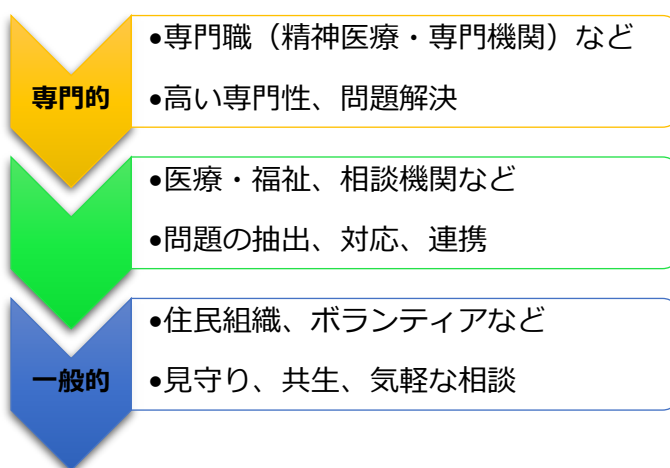
悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

支援に必要とされる役割

ゲートキーパーに求められる役割は、それぞれの領域によって多少異なります。

地域のかかりつけ医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や保健推進員、ボランティアなど、さまざまな人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。



〔出典〕厚生労働省 ゲートキーパー養成研修用テキスト(第3版)

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合は、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにもいない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、啓発を推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	交通事故被害者支援	交通事故被害者相談窓口の案内や広報、啓発を行います。	安全安心課
2	犯罪被害者支援	犯罪被害者等相談支援（相談窓口の案内）や、犯罪被害者支援に関する広報や啓発を行います。 また、公益社団法人 被害者支援センター「すてっぴくんま」への支援を行います。	安全安心課
3	DV（ドメスティック・バイオレンス）防止に関する啓発	DV 被害者を支援するため、相談窓口に関する情報提供や、男女共同参画情報紙等で DV 防止の啓発を行います。	市民協働課
4	「二十歳のつどい（旧称：成人式）」における啓発	「二十歳のつどい（旧称：成人式）」でリーフレットを配布し、こころの健康や自殺の現状、相談先について啓発・周知を行います。	健康推進課
5	自殺予防月間（9月）・自殺対策強化月間（3月）の普及啓発	ポスターの掲示、公用車へのマグネット貼り付け、市作成カレンダーへ掲載を実施し、普及啓発を行います。また図書館と連携し、メンタルヘルスに関する図書を展示します。	健康推進課
6	イベントにおける普及啓発事業	健康展等において、自殺対策やメンタルヘルスに関する掲示やパンフレット、啓発物品を配布します。	健康推進課
7	健康教育	ミニ講演会や出前講座等において、ストレスやメンタルヘルスに関する講話を実施します。	健康推進課
8	こころの健康づくり講演会	うつ病やメンタルヘルスに関する講演会を実施し、普及啓発を実施します。	健康推進課
9	自死遺族相談会の広報	県こころの健康センターが開催している自死遺族相談会について、市ホームページへ掲載し周知を図ります。	健康推進課
10	産後うつ予防についての啓発	妊婦訪問時に産後うつのリーフレットを配布し、産後うつの予防について説明を行います。	健康推進課
11	ママパパ学級や祖父母教室	教室参加者へ産後うつの状態、予防や対処法について普及啓発を行います。	健康推進課

【目標】

	指標	実績		目標値	担当課
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	
一人ひとりの気づきの促進	自殺予防月間（9月）・自殺対策強化月間（3月）に関する認知度（健康展でのアンケート調査）	未実施	認知度29%	認知度50%	健康推進課

～あなたにも出来る自殺予防のための行動～

〔出典〕厚生労働省

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

- ・発言や行動の変化や体調の変化など、家族や仲間の変化に敏感になり、心の悩みや様々な問題を抱えている人が発する周りへのサインになるべく早く気づきましょう。
- ・変化に気づいたら、「眠れていますか？」など、自分に出来る声かけをしていきましょう。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

- ・悩みを話してくれたら、時間をかけて、できる限り傾聴しましょう。
- ・話題をそらしたり、訴えや気持ちを否定したり、表面的な励ましをしたりすることは逆効果です。本人の気持ちを尊重し、共感した上で、相手を大切に思う自分の気持ちを伝えましょう。

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

- ・心の病気や社会・経済的な問題等を抱えているようであれば、公的相談機関、医療機関等の専門家への相談につなげましょう。
- ・相談を受けた側も、一人では抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、本人の置かれている状況や気持ちを理解してくれる家族、友人、上司といったキーパーソンの協力を求め、連携をとりましょう。

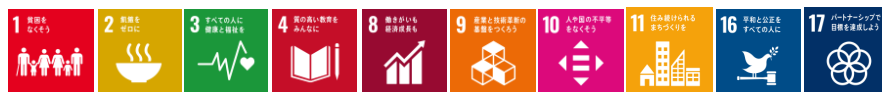
見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

- ・身体や心の健康状態について自然な雰囲気ですべてを話して、あせらずに優しく寄り添いながら見守りましょう。
- ・必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家に情報を提供しましょう。

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。本市においても「生きることの促進要因」を増やす支援を推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	納税相談事業	納期内に自主納付が原則の市税について、納付が困難な理由や生活状況を丁寧に聞き取り、納期限までに納付できない納税者の個々の事情を考慮した納税の相談を受け付けます（徴収猶予等の相談も受け付けます）。 多重債務や健康面の不安などを聴取した場合、消費生活センターや保健センターなどの関係機関の情報提供や案内を行います。	納税課
2	消費生活相談	市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者からの相談、苦情に対応するほか、消費生活に関する情報収集及び提供、消費者教育及び啓発等を行います。	市民協働課
3	法律相談	市民が日常生活で直面する法的諸問題に対し、群馬弁護士会に所属する弁護士が専門的な立場から適切な助言指導を行います（館林市社会福祉協議会に委託）。	市民協働課
4	多重債務相談	消費生活センターにおいて、個人の借金に関する相談を受け付け、債務整理や生活再建に向けた助言・斡旋を行います。	市民協働課
5	多重債務者連絡網	市民協働課、納税課、社会福祉課、群馬東部水道企業団、下水道課及び建築課で組織し、政府が定めた多重債務問題改善プログラムに基づき多重債務者への助言、情報提供を行います。	市民協働課
6	消費者安全確保地域協議会★	消費者の安全確保の取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全確保地域協議会を設置し、消費者被害の未然防止、早期発見及び解決、その後の見守りなど、消費者の安全を確保するための取組を進めます。	市民協働課
7	こころの健康相談事業	心の悩みを持つ市民のかたを対象に、精神科医師によるこころの健康相談を実施します。	社会福祉課
8	障がい者相談支援事業	障がい者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な支援を行います。また、虐待防止センターの機能も兼ねています。	社会福祉課
9	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、自立の促進を図るための支援の計画を作成する等、関係機関と連携し利用者に適した支援を行います。	社会福祉課
10	地域共生社会体制整備構築事業（重層的支援体制整備事業）★	介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野が連携し、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラーなど単独の支援機関では解決が難しい地域住民が抱える様々な福祉の課題について、利用者寄り添いながら伴走的な支援を行います。	社会福祉課

11	生活保護制度	利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを活用しても生活に困窮するかたに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	社会福祉課
12	成年後見制度利用者等支援事業	市長申立により成年後見制度を利用する低所得の被後見人等の後見活動を補助します。	社会福祉課・高齢者支援課
13	高齢者への総合相談事業	地域包括支援センターが高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉の総合的な窓口となり、市や民生委員等関係機関と連携して支援を行います。	高齢者支援課
14	シルバー人材センター運営費補助事業	高齢者が長年培った知識、経験等を積極的に活用できるよう雇用機会の提供を行うとともに、生きがいの充実と社会参加の促進を図ります。	高齢者支援課
15	老人福祉センター運営事業	高齢者の健康維持増進、教養の向上及び余暇利用により高齢者の生きがいを高める施設を運営します。	高齢者支援課
16	介護支援ボランティア制度	登録制のボランティア制度で、社会参加や生きがいづくりを促進します。介護保険施設等での活動に応じて評価ポイントが付与され、評価ポイントに応じた交付金を受けることができます。	高齢者支援課
17	介護相談	高齢者やその家族からの、介護保険サービスや介護保険料の納付に関する相談に対応し、必要に応じて地域包括支援センターや事業所などの関係窓口につなげます。	介護保険課
18	家庭児童相談事業	0歳から18歳までの子どもに関する育児やしつけ、就園・就学等さまざまな家庭内の心配事への相談や対応を実施します。	子育て支援課
19	婦人・母子相談事業	離婚やドメスティック・バイオレンス（DV）など夫婦関係や家族に関する悩み等への相談、対応を実施します。	子育て支援課
20	健康相談	ヘルスアップ相談や窓口相談を実施します。その中で、こころの健康やストレス等の相談についても行います。	健康推進課
21	訪問・電話・窓口相談の実施	随時、電話や窓口による相談に応じます。必要に応じて訪問の実施や関連機関との連携を図ります。	健康推進課
22	母子保健コーディネーター事業	保健師等が専門的な見地から母子保健や育児に関する相談支援等、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行います。	健康推進課
23	妊婦訪問、産婦全戸訪問事業	妊娠中、産後に、保健師や助産師、看護師が家庭訪問を行い、母体の健康管理や精神面の相談、子育て情報の提供等保健相談を行います。 特に、産婦全戸訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を用いたスクリーニング検査を実施し、産後うつの早期発見を行います。	健康推進課
24	産後ケア事業	出産後、母親が安心して子育てができるように、助産師による授乳指導や育児相談、母子のケアを受けることで、産後の育児不安解消や産後うつの予防を図ります。	健康推進課
25	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付時に妊婦全数面接を行うことで、メンタル状態や妊婦、その家族の問題等を包括的にスクリーニングします。	健康推進課
26	産婦健康診査★	産後うつの早期発見や新生児への虐待予防のため、産後2週間と産後1か月に医療機関で産婦の健康診査を実施します。	健康推進課

27	伴走型相談支援事業（出産・子育て応援給付金事業）★	妊娠届出時・妊娠8か月・出産後の3回、保健師等が妊婦及び産婦と面談を行い、母体の健康管理や精神面の相談、育児相談等を行います。特に産後は、エジンバラ産後うつ質問票によるスクリーニング検査を実施し、産後うつの早期発見を行い、必要な支援を行います。	健康推進課
28	就労支援事業	就職困難者の就職及び勤労者の勤務に資するスキルアップ講座と、仕事に関する悩みに対応する個別相談を実施します。	商工課
29	雇用安定対策事業 (就職面接会)	ハローワークと連携し、子育て支援・障がい者・高齢者それぞれのための就職面接会を実施します。	商工課
30	中小企業経営相談事業	中小企業が抱える経営・技術などの課題について、館林商工会議所と連携しながら、中小企業診断士や会計士などの専門家を派遣し、課題解決のサポートを行います。	商工課
31	農業経営相談支援	館林地区農業指導センター・邑楽館林農業協同組合等の関係機関と連携し、農業経営上問題のある農家の状況が把握できた場合、相談を受ける環境を整え、適切な相談機関につなぐ等の対応を行います。	農業振興課
32	経営者に対する店舗診断の実施	既存の事業者に対して、通算3回にわたり商店の経営改善策を中小企業診断士からアドバイスを無料で受けられる機会を設け、経営改善の支援を行います。	商工課
33	経営者に対する相談体制の充実	中小企業経営者の経営改善を図るため、中小企業相談所が実施する巡回及び窓口の指導を支援します。また、倒産の未然防止及び再建円滑化を図るため、商工会議所が実施する相談及び指導を支援します。	商工課
34	公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者の中で、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりするかたに対して面談をし、無理のない支払い計画を立てます。また他部署と連携を図ります。	建築課
35	小学校家庭教育学級 中学校思春期講座	親同士や親子共同体験などのかかわり合いの場を工夫して、情報交換したり、共感しあつたりしながら、子どものしつけや子育てについての学習を行います。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
36	子育て支援事業「すくすくサポート隊」	子育てボランティアを募集し、5つの公民館でそのボランティアが中心になって乳幼児やその保護者と一緒に活動しながら、子どもへのかかわり方等の相談を受けます。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
37	小・中学校新入学期子育て講座	次年度4月に新しく入学する小・中学生の保護者に子どもの成長発達への理解、子どもへのかかわり方や家庭教育等について講話を行います。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
38	小学校家庭教育学級合同講演会	次代を担う子どもたちの健やかな育成のために、その基盤である家庭教育について合同で学ぶことにより、これからの家庭教育の在り方を探ります。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課

39	家庭教育相談事業	毎月第1・第3金曜日(月2回) 郷谷公民館において、乳幼児・小中学生の子どもを持つ保護者や家族から子育てに関する気になることや悩みについての相談を受けます。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
40	ふるさとづくり出前講座「子どもの行動を支える心の発達」	子育てに関わる講話として小学校又は中学校の保護者対象の講話を要望に応じて開催します。このことを通して子育てで気になることや悩みなどを共有したり、その解消を図ります。	生涯学習課
41	子ども相談室事業	「性格行動・育児教育・学業・不登校・身体・家庭等」について専門の相談員が電話、メール、来所による相談で対応し、依頼者の子育てに関する不安や悩みなどを共有し、負担を軽減し、その解消を図ります。	生涯学習課・ 学校教育課
42	「明日へのいっぽ」の開催	不登校等の悩みや課題を抱える児童生徒の保護者を対象に、主任児童委員や自立支援アドバイザー等を交えた意見交流を実施し、保護者の負担軽減を促し、不登校等の課題解決の方法を探り、支援します。	学校教育課
43	SSW 活用事業	群馬県スクールソーシャルワーカーの活用を各学校に具申し、活用申請が上がってきた場合の連絡調整を行います。学校に対する不適応や問題行動等に悩む学校、職員、当該児童生徒、保護者に対し、福祉や医療とのコーディネートを図る専門家を派遣することで、その課題解決の一助とします。	学校教育課

★は本計画で新たに追加した事業です

【目標】

	指標	実績		目標値	担当課
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	
相談事業の充実	こころの健康相談の相談者数	4人/年	3人/年	12人/年	社会福祉課
	高齢者への総合相談事業の相談者数	3,724人/年	4,480人/年	4,800人/年	高齢者支援課
	家庭児童相談事業の相談件数	1,296件/年	2,603件/年	2,600件/年	子育て支援課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育は、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標とするものです。

そのために、学校の教育活動として位置づけたり、学校外の講師等が授業を行うという形で実施することが望まれています。

本市では、前回と同様に中学2年生、高校2年生へアンケート調査を実施することで、相談することとどれだけためらいを感じているのか、相談相手はいるのか、相談先の認知度などを把握しました。今後もこれらを基に、児童生徒のSOSの出し方に関する教育をさらに推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	人権擁護委員による人権教室	人権擁護委員が、市内小学校に出向き、3年生を対象に人権に関する啓発教室を実施。その中で子ども人権SOSミニレターについて説明し、保護者や教師に言えない悩みを相談できる体制があることを周知します。	市民協働課
2	いじめ防止こども会議の開催	毎年2月に、市内小・中学校の代表児童生徒2名、引率教員1名、保護者、関係者が参加し、いじめ防止に関わる共通テーマについて話し合ったり、各校のいじめ防止活動について情報交換を行います。また、参加した児童生徒が自校の全校集会等で報告し、いじめ防止の意識を高めます。	学校教育課
3	「心の教室相談員」及び「心の教室支援員」配置事業	県費任用の生徒指導担当嘱託員が配置されなかった市内中学校（R5は4校）に「心の教室相談員」を配置するとともに、市内小学校に、市費任用の「心の教室支援員2名（5校担当1名、6校担当1名）を配置し、児童・生徒に寄り添いながら悩みや相談に応じます。必要に応じて家庭訪問も行います。	学校教育課
4	学校における自殺予防教育の実施	市内小・中学校においてSOSの出し方教育などの自殺予防教育を行い、生徒の援助希求的態度を育成します。 また、児童生徒が端末を活用するなど、悩みを抱え込まないよう、SOSを発信しやすい環境を整えます。	学校教育課

【目標】

SOS発信のための支援の充実	指標	実績		目標	担当課
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	
	市内小・中学校でのSOSの出し方教育の実施	未実施	年間1回	全ての小・中学校で夏季休業前に1回は実施	学校教育課

第4章 いのち支える自殺対策への取組（重点施策）

1 高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等と連動した事業の展開を図る必要があります。

そのためには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対する支援、働きかけが必要です。

本市では、地域の実情に合わせ、生きることの包括的支援としての施策を推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	認知症カフェ 「オレンジカフェほんちゃん」	認知症のかたやその家族、地域住民など、認知症について理解を深めたいかたが自由に参加できる集いの場を設け、悩み相談や講座・イベント等を行います。	高齢者支援課
2	通いの場整備費・運営費補助事業	住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、高齢者が地域で集い、支えあいながら生きがいづくり、介護予防、閉じこもり予防等を行う場として「通いの場」を整備・運営するにあたり、補助金を交付します。	高齢者支援課
3	ふれあい・いきいきサロン（コミュニティサロン）設置運営事業	地域住民が主体となり、地域の集会所等を活用したふれあいの場を設け、自主的・自発的に行う交流活動に対し、その活動費等の一部を補助します。	高齢者支援課
4	高齢者への総合相談事業	地域包括支援センターが高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉の総合的な窓口となり、市や民生委員等関係機関と連携して支援を行います。	高齢者支援課
5	介護支援ボランティア制度	登録制のボランティア制度で、社会参加や生きがいづくりを促進します。介護保険施設等での活動に応じて評価ポイントが付与され、評価ポイントに応じた交付金を受けることができます。	高齢者支援課



2 生活困窮者・無職者・失業者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱えることが多い傾向があります。

そのため、生活困窮は経済的な困窮にとどまらず、自殺のリスクが高い可能性があります。

生活困窮者対策は生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められていることから、本市においても関係課等で連携しながら包括的な生きる支援を図っていきます。

また、無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題、傷病、障がいなどのほか、人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

本市においても当事者のリスクを把握し、包括的に支援できるよう推進していきます。



	取組	内容	担当課
1	納税相談事業	納期内に自主納付が原則の市税について、納付が困難な理由や生活状況を丁寧に聞き取り、納期限までに納付できない納税者の個々の事情を考慮した納税の相談を受け付けます（徴収猶予等の相談も受け付けます）。 多重債務や健康面の不安などを聴取した場合、消費生活センターや保健センターなどの関係機関の情報提供や案内を行います。	納税課
2	多重債務者連絡網	市民協働課、納税課、社会福祉課、群馬東部水道企業団、下水道課及び建築課で組織し、政府が定めた多重債務問題改善プログラムに基づき多重債務者への助言、情報提供を行います。	市民協働課
3	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、自立の促進を図るための支援の計画を作成する等、関係機関と連携し利用者に適した支援を行います。	社会福祉課
4	就労支援事業	就労困難者の就職及び勤労者の勤務に資するスキルアップ講座と、仕事に関する悩みに対応する個別相談を実施します。	商工課
5	雇用安定対策事業 (就職面接会)	ハローワークと連携し、子育て支援・障がい者・高齢者それぞれのための就職面接会を実施します。	商工課

3 子ども・若者対策

子ども・若者対策として、児童生徒、学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進めていきます。

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

本市においても関係分野の部署や機関と連携し、個々の課題に合った支援をしていきます。



	取組	内容	担当課
1	青少年カウンセリング講座	青少年問題や家庭教育に対して理解を深めながら、カウンセリングの基本的な理論と技法を習得することで、家庭や地域での「よき相談者・理解者」として適切な対応ができるよう、カウンセリング講座を開催します。	生涯学習課
2	子ども相談室事業	「性格行動・育児教育・学業・不登校・身体・家庭等」について専門の相談員が電話、メール、来所による相談で対応し、依頼者の子育てに関する不安や悩みなどを共有し、負担を軽減し、その解消を図ります。	生涯学習課・ 学校教育課
3	スクールカウンセラー連携会議の実施	不登校や学校不適応児童生徒に係る情報共有を、スクールカウンセラー同士で行い、市内小中学校における児童生徒の問題行動並びに不登校等の解決や対策についての意見交換を実施するなどして、学校間の連携を強化します。	学校教育課
4	学校相談員連絡協議会	中学校における不登校や不適応生徒に係る状況並びに対応について、学校相談員、生徒指導担当嘱託員、研究所相談員合同で、県スクールカウンセラーや東部教育事務所スーパーバイザーを交えて情報を共有し対応を協議する中で、相談員間の連携強化と相談スキルの向上を図ります。	学校教育課
5	いじめ防止こども会議の開催	毎年2月に、市内小・中学校の代表児童生徒2名、引率教員1名、保護者、関係者が参加し、いじめ防止に関わる共通テーマについて話し合い、各校のいじめ防止活動について情報交換を行います。また、参加した児童生徒が自校の全校集会等で報告し、いじめ防止の意識を高めます。	学校教育課
6	「心の教室相談員」及び「心の教室支援員」配置事業	県費用の生徒指導担当嘱託員が配置されなかった市内中学校（R5は4校）に「心の教室相談員」を配置するとともに、市内小学校に、市費用の「心の教室支援員2名（5校担当1名、6校担当1名）を配置し、児童・生徒に寄り添いながら悩みや相談に応じます。必要に応じて家庭訪問も行います。	学校教育課

7	学校における自殺予防教育の実施	市内小・中学校においてSOSの出し方教育などの自殺予防教育を行い、生徒の援助希求的態度を育成します。また、児童生徒が端末を活用するなど、悩みを抱え込まないよう、SOSを発信しやすい環境を整えます。	学校教育課
8	ゲートキーパー養成講座 (市内中学生対象)★	生徒が、生きる人を支援する人となる「ゲートキーパー」について考え、身近な仲間の自殺の兆候などの命の危機に気づき、傾聴したり、言葉をかけたりするなど、仲間の支援ができるよう、学校において講座を開催します。	学校教育課
9	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、自立の促進を図るための支援の計画を作成する等、関係機関と連携し利用者に適した支援を行います。	社会福祉課
10	就労支援事業	就労困難者の就職及び勤労者の勤続に資するスキルアップ講座と、仕事に関する悩みに対応する個別相談を実施します。	商工課

★は本計画で新たに追加した事業です

コラム

(出典) こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～ (厚生労働省)

ストレスを感じたとき、あなたはどんな気持ちになりますか？どんな行動をよくするのでしょうか？私たちは自分のストレス状態に気づかないで、こころの調子をくずしているのに、そのまま頑張り続けてしまうかもしれません。とくに、何かに向かって頑張っているときほど、ストレスに気づきにくいものです。

そこで、ストレスサインを知っておくことが大切になります。自分のストレスに気づけるようになると、適切に休むことができるようになります。自分の友人のストレスに気づけるように、心がけておきましょう。早めにストレスに気づいて、適切に休むことが、こころと体の健康には大切です。

こころのサイン

- 不安や緊張が高まって、イライラしたり怒りっぽくなる
- ちょっとしたことでも驚いたり、急に泣き出したりする
- 気分が落ち込んで、やる気がなくなる
- 人づきあいが面倒になって避けるようになる



体のサイン

- 肩こりや頭痛、腹痛、腰痛などの痛みが出てくる
- 寝つきが悪くなったり、夜中や朝方に目が覚める
- 食欲がなくなって食べられなくなったり、逆に食べ過ぎしてしまう
- 下痢したり、便秘しやすくなる
- めまいや耳鳴りがする

第5章 いのち支える自殺対策への取組

(生きる支援関連施策)

基本施策・重点施策には位置づけられていないものの、本市が実施している様々な事業を、「生きることの包括的な支援」として自殺対策と連携し推進していきます。



担当課	取組	内容
安全安心課	防災土育成事業	館林市防災士連絡会に補助金を交付します。また、館林市防災士連絡会の自主的な活動を支援し、地域防災力の向上に寄与します。
	交通安全パトロール	通学時に交通安全パトロールを実施し、児童生徒の交通事故や危険の防止を図ります。
	出前講座	地域コミュニティづくりの一環としての防災講話や災害関連死予防のための避難所運営についての講話を実施します。また、災害弱者（災害時要配慮者）の地域見守り活動を行います。
	ハザードブック配布	全戸配布を行うほか、転入者に配布します。また、出前講座等で随時配布し、住民の防災意識高揚を図ります。
	交通安全運動	四季の交通安全運動において、街頭啓発や広報啓発等を実施し、交通事故防止を図ります。
	暴力団排除の推進	「館林市暴力団排除条例」に基づき、社会全体で暴力団排除を推進していきます。また、館林地区暴力団追放推進協議会に補助金を交付します。
	防犯パトロール	犯罪の抑止力を高めるための、青色回転灯装着した公用車による防犯パトロールを実施します。また、「館林市青色回転灯装着車両防犯パトロール実施要綱」に基づきパトロールを推進していきます。
	被災者生活再建支援事業	「館林市被災者生活再建支援事業補助金交付要綱」に基づき、住家に著しい被害を受けた住民が早期に生活の再建を図ることを支援するため補助金を交付します。
	振り込め詐欺防止啓発	@InfoCanal、たてばやし情報誌やメールや街頭啓発等により、振り込め詐欺未然防止の注意喚起と意識啓発を図ります。
	高齢者路線バス無料定期券交付事業	「館林市高齢者路線バス無料定期券交付事業実施要綱」に基づき、日常的に公共交通機関以外の交通手段を有していない70歳以上の住民に路線バス無料定期券を交付します。また、交通弱者対策を行います。
	高齢者通院等タクシー助成事業	「高齢者通院等タクシー助成事業実施要綱」に基づき、70歳以上の住民に対して、通院等にタクシーを利用した場合、料金の一部を補助し、通院等の便宜を図ります。
高齢者運転免許自主返納支援事業	「館林市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱」に基づき、70歳以上の住民が運転免許を自主返納した場合、外出するためのタクシー料金の一部を補助します。	
人事課	メンタルヘルスカウンセリング	精神科医による、メンタルヘルスカウンセリングを実施します。気軽に相談できる環境を整備し、庁舎外施設において実施します。
	産業医による健康面談・職員相談	産業医による健康面談、職員相談を実施します。第三金曜日午後3時から庁舎厚生室において実施します。また、長時間労働（80時間/月）を超える職員を産業医との面談につなげ、健康状態の把握と心身の悩みや相談に対応します。
	保健師による健康面談★	人事課保健師による健康面談を随時実施します。必要に応じて産業医や精神科医と連携し、重症化予防や適切な医療につなげます。
	ストレスチェック	職員自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防ぎます。

★は本計画で新たに追加した事業です

社会福祉課	地域福祉計画進捗管理事業	地域福祉推進協議会で進捗管理を実施し、計画の取組状況、見直しの必要性を協議し、地域課題を解決する仕組みを構築していきます。
	同和対策事業	人権意識の向上を図るための啓発を関連機関と連携して実施します。
高齢者支援課	介護慰労金支給事業	要介護4、5の65歳以上高齢者を、在宅で1年以上介護している介護者に介護慰労金を支給します。
	家族介護教室	在宅で介護をしている家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得させるとともに、介護者の精神的、身体的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続を図ることを目的として実施します。
	養護老人ホームへの入所	おおむね65歳以上であって、心身上・環境上及び経済的理由により居宅介護を受けることが困難な方を、短期又は長期に施設に入所させ生活の安定を図ります。
	高齢者クラブ活動育成 (補助金交付/事務局引受)	市・地区・町内単位の各老人クラブ連合会等に補助金を交付します。また、市高齢者支援課が市連合会の事務局となって活動を支援します。
	高齢者在宅サービス推進事業	高齢者が長年住み慣れた家庭や地域において生活が続けられるよう、日常生活用具等給付事業、在宅生活支援事業(緊急通報装置設置事業等)を実施します。
	高齢者向け住宅整備事業 ①住宅改造費補助 ②住宅改造資金融資斡旋及び利子補給	①高齢者等が心身機能の低下に対応した住環境整備のため住宅改造を行う場合、住宅改修相談委員が必要と認めた工事に限り一定額を補助します。 ②高齢者及び同居者が高齢者対応に住宅の改造及び補修を行うとき、その経費の融資あっせん及び利子補給を行います。
	ぐんまちょい得シニアバスポート事業推進	群馬県実施の当該事業について、バスポートの配布協力などをおして事業推進に協力します。
健康推進課	健康づくり計画「健康たてばやし21(Ⅲ)」策定	「こころや休養」の分野において、現状や地域・個人でのとりくみを周知します。
	各種健康診査・がん検診	集団および個別(一部実施しないものあり)により健診を実施します。自殺の要因の上位にあがる「健康問題」を早期に対処するための一助となり得ます。
	子育て支援モバイルサービス	子育て中の保護者に対し、スマートフォン等を活用し、予防接種のスケジュール作成のほか、子育て情報などを情報発信します。
	かかりつけ医を持つことの啓発	市内医療機関のマップを転入者へ配布し、かかりつけの医療機関(精神科、心療内科等)を持てるように推進します。
	休日・夜間診療事業	医療機関の通常の診療時間外である休日・夜間の診療に心じます。
	産前産後サポーター派遣事業	家事を行うことが困難な妊娠中または産後4か月未満の産婦を対象に、家庭に産前産後サポーターを派遣し、家事援助を行います。
保険年金課	特定健康診査等事業／後期高齢者健康診査事業	40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者／75歳以上の後期高齢者医療加入者が毎年1回健康診査を受け、疾病の早期発見など健康管理を行います。
	高額療養費	同一世帯員の国保被保険者／後期高齢者医療被保険者が月内に自己負担限度額を超える一部負担金を支払った場合に、限度額を超える額を支給します。また、所得段階等によっては、申請により限度額適用認定証等の交付が受けられます。
	高額医療・高額介護合算療養費制度	同一世帯員の国保被保険者／後期高齢者医療被保険者及び介護サービス利用者が年間に自己負担限度額を超える一部負担金を支払った場合に、限度額を超える額を支給します。
	福祉医療費助成制度	18歳以下の子ども、18歳以下の子どもを扶養している母子父子家庭の親と児童、重度心身障がい者等の療養費及び入院費保険診療の自己負担分を助成します。
	国民健康保険税／後期高齢者医療保険料の減免、一部負担金減免及び徴収猶予	災害や失業等により収入が著しく減少したときに、国民健康保険税／後期高齢者医療保険料を減免、一部負担金減免及び徴収猶予をします。

商工課	事業引継ぎ個別相談会	中小企業が抱える事業承継問題について、館林商工会議所、群馬県事業引継ぎ支援センター等と連携して個別相談会を実施します。
建築課	公営住宅事務	生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えている方への相談対応及び他部署へつなぐ等の対応に当たります。
生涯学習課	社会人権教育指導者養成講座	人権教育を担当する立場にある人達を対象に、普段から人権に対する意識を養成し、指導的な立場として活躍してもらうため、11月に3回の講座を開きます。
	集会所事業（野辺集会所、田北東集会所）	教育集会所として、地域交流や人権啓発映画等の各種ふれあい事業を通じて、人権意識を高めます。
	公民館管理運営事業	市内公民館で、社会教育団体等への貸館事業や、地域住民の交流を通し、生きがいの発見や地域の繋がりの促進等に寄与します。
	公民館各種学級講座	市内各公民館で、児童から高齢者まで多様な年齢層を対象とし、社会教育の観点から地域の諸問題に向けて学級講座を開催します。
	社会教育団体各種事業	社会教育や青少年の健全育成等に資するための団体の活動を通じて、生涯学習のまちづくりを進めるため、関係各種団体の育成及び自主的活動に対する支援を行います。
学校教育課	夏季教職員研修	児童・生徒の問題行動や不登校、いじめ問題等の未然防止のために、講師を招聘し研修を行います。
	人権教育全体研修会	人権問題の専門家を招聘して講演会を行い、教職員の人権意識の高揚を図ります。
	勤務時間の適正な把握	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、勤務時間を適正に把握することを通して、教職員が自分自身の業務に専念したり、自ら資質を高めたりすることのできる環境づくりに努めます。
	被災児童生徒就学奨励費	東日本大震災の避難者に対し、給食費や学用品について援助を行います。
	人権擁護作品の募集（幼稚園・こども園、小学校、中学校）	幼児・児童・生徒に人権擁護作品（標語、ポスター）を募集したり、各校の代表作品を市民ホールに掲示したりし、人権意識の高揚を図ります。
	「ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安心安全な利用のための標語」の募集	ケータイ・スマホ・ゲーム機等に関わる様々な問題の解消に向けて、「ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安心安全な利用のための標語」を募集し、児童生徒が自分のこととして考えたり、主体的に取り組む場とします。（対象学年小学5年、中学2年）
	ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安心安全な利用に向けて「我が家のきまり」アイデア募集	ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安心安全な利用に向けての「我が家のきまり」アイデアを冬休みに募集し、親子で話し合ったり、きまりを作ったり、今までの約束を確認及び見直ししたりする機会を設けます。
市内小・中学校教職員のメンタルヘルスチェック事業	市内小・中学校教職員に対し、専門の民間業務委託によりメンタルヘルスチェックを実施し、本人の状況によっては校医等へ受診できるような相談体制を整備します。	

第6章 本市における自殺対策の推進体制

1 推進体制

自殺対策を推進するため、庁内の関係部署からなる館林市いのち支える自殺対策推進本部・幹事会を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や市民等の声も反映させ、社会全体での取組を推進していきます。

2 周知・広報

市全体として本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取組を行えるよう、広報やホームページ、SNS、イベント等様々な場を活用し、周知・啓発に努めます。

3 進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、関係課・機関と共有し、事務局である健康推進課にて把握し、計画の適切な進捗管理に努めます。

評価については、計画期間の最終年度となる令和10年度（2028年度）に行い、その結果をその後の自殺対策に反映させることにします。



4 計画改定の経過

日時	会議等	主な内容
平成31年3月	館林市自殺対策計画発行	・いのちを守り、支え合う館林市の実現を目指し、「館林市自殺対策計画」を策定
平成31年4月 ～令和5年3月	年1回 庁内関係課の事業進捗の評価を実施	・計画進捗確認シートを用いて評価・修正を行い、情報共有
令和5年4月18日	第1回館林市いのち支える自殺対策推進本部会議（以下、本部会議）	・本市の自殺の現状と自殺対策について ・館林市自殺対策計画について ・第二次計画策定に向けたスケジュールについて
令和5年4月25日	第1回館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会議（以下、幹事会議）	・本市の自殺の現状と自殺対策について ・館林市自殺対策計画について ・第二次計画策定に向けたスケジュールについて
令和5年5月25日	第1回担当者会議（関係部署 15課）	・本市の自殺の現状と自殺対策について ・計画の進捗状況について各課で情報共有 ・第二次計画策定に向けたスケジュールについて
令和5年5月29日 ～同年7月14日	アンケート調査（中学生・高校生）	・市内の中学2年生、高校2年生 有効回答率：77.2%
令和5年7月25日 ～同年8月12日	アンケート調査（市民）	・20歳以上の市民 1,200通発送 有効回答率：36.1%
令和5年9月1日 ～同年9月25日	第2回 担当者会議（書面開催）	・第二次計画策定に向けた各事業の見直し
令和5年11月10日	第2回 幹事会議	・第二次計画（案）について
令和5年11月21日	第2回 本部会議	・第二次計画（案）について
令和6年1月4日 ～同年1月31日	パブリックコメントの実施	・意見提出件数： 件
令和6年2月20日	第3回 本部会議	・第二次計画の承認
令和6年3月	館林市自殺対策計画（Ⅱ）発行	

資 料

- 1 自殺対策基本法
- 2 自殺総合対策大綱概要
- 3 館林市いのち支える自殺対策推進本部設置要領
- 4 館林市いのち支える自殺対策推進本部員名簿
- 5 館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会幹事名簿



1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 自殺総合対策大綱概要

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**

- ・自殺への影響について情報収集・分析
- ・ICT活用を推進
- ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目標に見直しを行う

(資料) 厚生労働省自殺対策大綱

3 館林市いのち支える自殺対策推進本部設置要領

(設置)

第1条 本市における自殺対策について、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、館林市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には副市長を、副本部長には保健福祉部長を、本部員には別表1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。

3 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事務について必要な調整を行うため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長には保健福祉部長を、副幹事長には健康推進課長を、幹事には別表2に掲げる課長及び課長が指名する職員をもって充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

政策企画部長
総務部長
市民環境部長
経済部長
都市建設部長
議会事務局長
教育次長
こども局長
館林地区消防組合消防長

別表2（第6条関係）

政策企画部納税課長
総務部安全安心課長
総務部人事課長
市民環境部市民協働課長
保健福祉部社会福祉課長
保健福祉部高齢者支援課長
保健福祉部介護保険課長
保健福祉部保険年金課長
こども局子育て支援課長
経済部農業振興課長
経済部商工課長
都市建設部建築課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育課長

4 館林市いのち支える自殺対策推進本部員名簿

No.	本部員名	役職名	備考
1	野口 一幸	副市長	本部長
2	松村 昌夫	保健福祉部長	副本部長
3	戸叶 俊文	政策企画部長	
4	栗原 誠	総務部長	
5	岡戸 千絵	市民環境部長	
6	村上 実	経済部長	
7	浅野 康彦	都市建設部長	
8	笠原 正幸	議会事務局長	
9	始澤 勝也	教育次長	
10	木村 智之	こども局長	
11	小貫 裕康	館林地区消防組合消防長	

5 館林市いのち支える自殺対策推進本部幹事会幹事名簿

No.	幹事	役職名	備考
1	松村 昌夫	保健福祉部長	幹事長
2	島田 百合子	保健福祉部健康推進課長	副幹事長
3	小林 正明	政策企画部納税課長	
4	落合 利充	総務部安全安心課長	
5	新宮 裕之	総務部人事課長	
6	武井 邦晴	市民環境部市民協働課長	
7	前原 孝次	保健福祉部社会福祉課長	
8	津布 工安栄	保健福祉部高齢者支援課長	
9	早川 圭子	保健福祉部介護保険課長	
10	飯塚 昌生	保健福祉部保険年金課長	
11	奥澤 かほる	こども局子育て支援課長	
12	相川 英雄	経済部農業振興課長	
13	岩瀬 明	経済部商工課長	
14	飯島 一宏	都市建設部建築課長	
15	廣澤 篤行	教育委員会生涯学習課長	
16	井戸 健二	教育委員会学校教育課長	

館林市自殺対策計画（Ⅱ）案

令和6年3月

発行 館林市

編集 館林市 保健福祉部 健康推進課

〒374-0029

館林市仲町 14 番 1 号

TEL 0276-74-5155

FAX 0276-75-6555